

ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2026年2月28日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープンの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2026年2月27日に関東財務局長に提出しており、2026年2月28日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープンの受益権の価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券の値動きの影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 越前谷 道平
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）でご確認いただけるほか、委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年2月28日から2027年2月26日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の<照会先>までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(詳細については、販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします(前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米			日経 225
債券 一般 公債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()	

社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア			TOPIX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			その他 (MSCIコクサイ・イン デックス(配当込み、 円換算ベース))
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 (MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式(これに準ずるものを含む)に投資します。
- 2 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
 - MSCIコクサイ・インデックスは、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
 - 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。
- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
 - ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の証券取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)
投資態度	・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

■ ベンチマーク(オリジナル指数)

MSCIコクサイ・インデックス

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。))が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。))は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

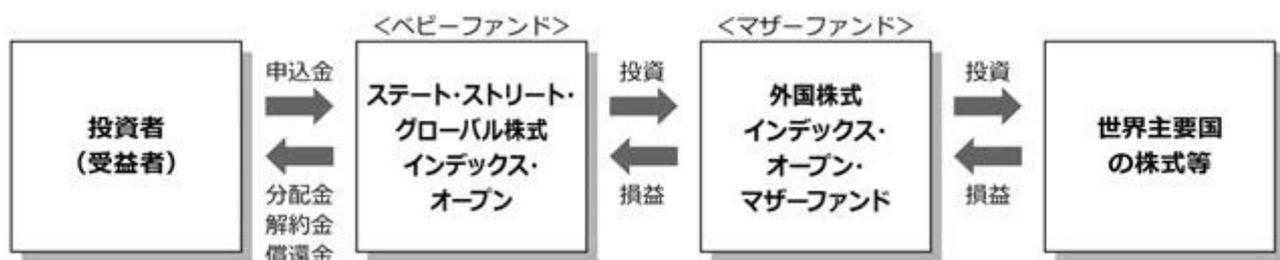
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2024年1月11日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



② ファンドの関係法人

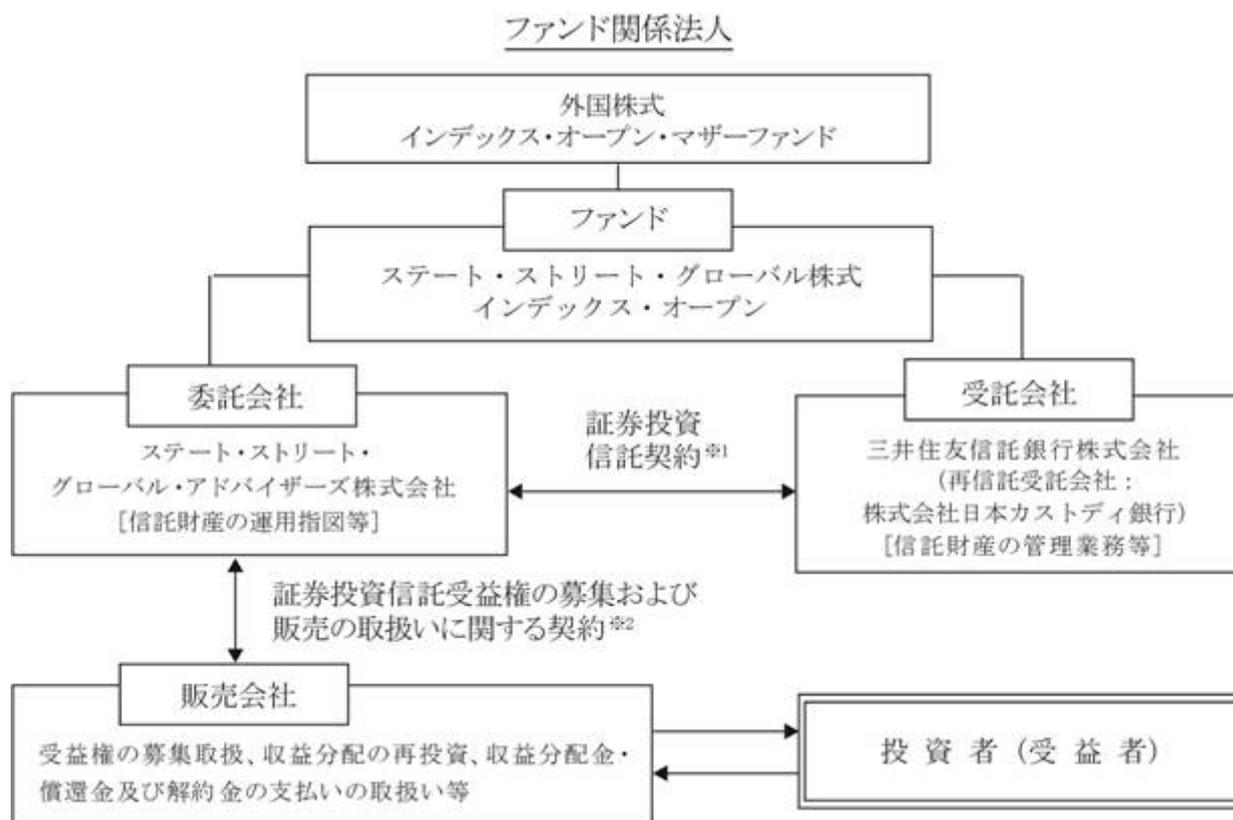
ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 (以下「委託会社」といいます。)
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 三井住友信託銀行株式会社 (以下「受託会社」といいます。)
(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3 月31日	投資顧問業の登録
1998年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9 月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

- ① MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。以下同じ。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定に

より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第15条第1項)。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

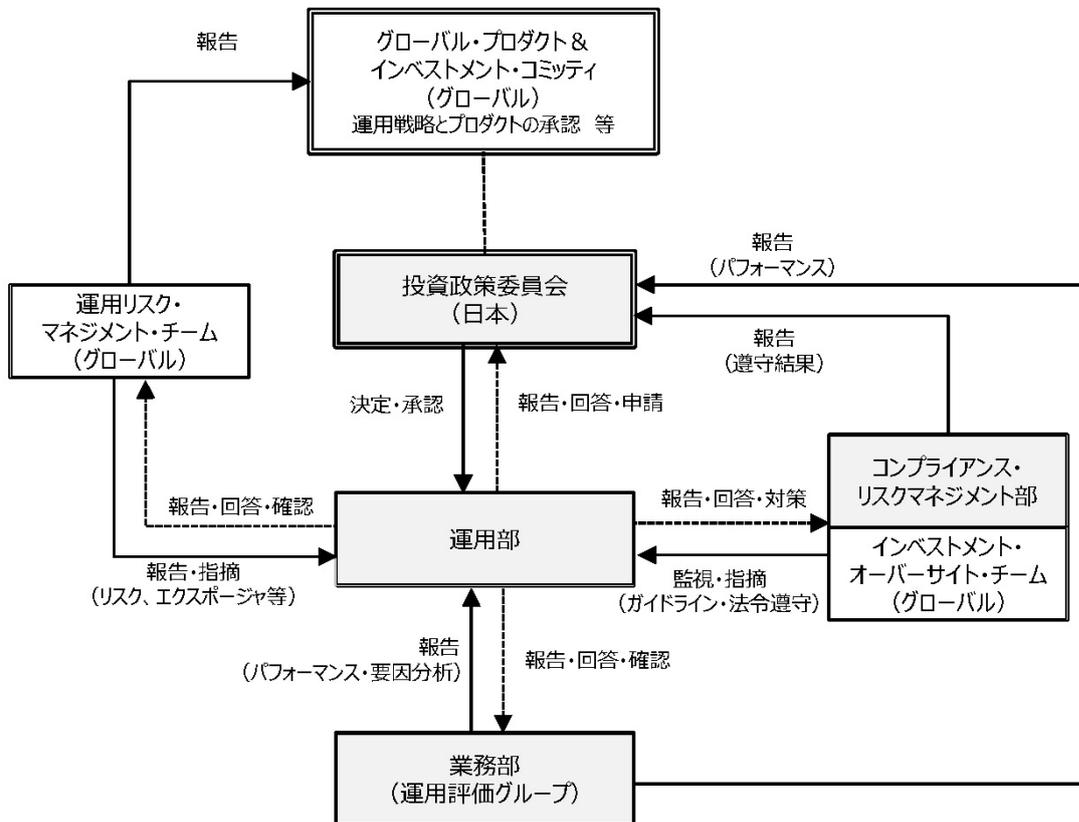
なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます(信託約款第15条第2項)。

- 1) 預金

- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条第3項）。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。（信託約款第15条第4項）
- ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（信託約款第15条第5項）

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会に

においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントのグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、グローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

(信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」)

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配金に関する留意事項>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 有価証券先物取引等は、後記②の3)5)の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は、後記②の4)の範囲で行います。

- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。
- 8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ます。

- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
 - (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
 - (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。
- 8) 公社債の借入れ(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとしします。
 - (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第26条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 10) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第27条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。
 - (d) 上記(a)および(b)においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、上記(b)においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替の

売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第22条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

日本を除く世界各国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

① 株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれという。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指

数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証券

- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書および8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から5) までの証券および8) の証券または証書のうち2) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、9) または10) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先物取引及び為替先物取引は、信託約款第19条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界の主要国の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元

本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

なお、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である世界の主要国の株式（日本を除く）は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑦ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

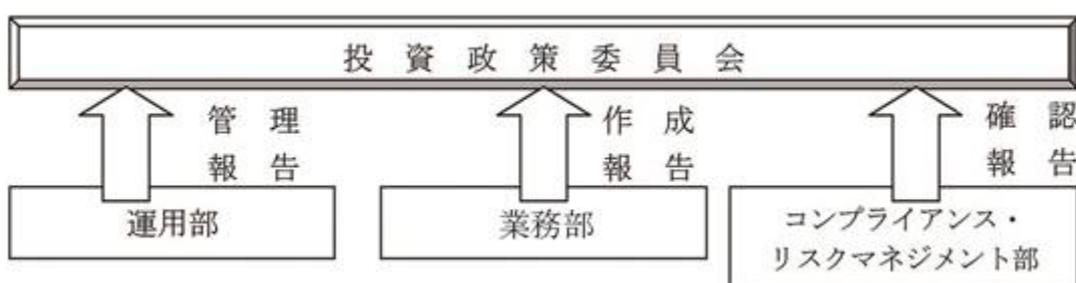
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いま

す。

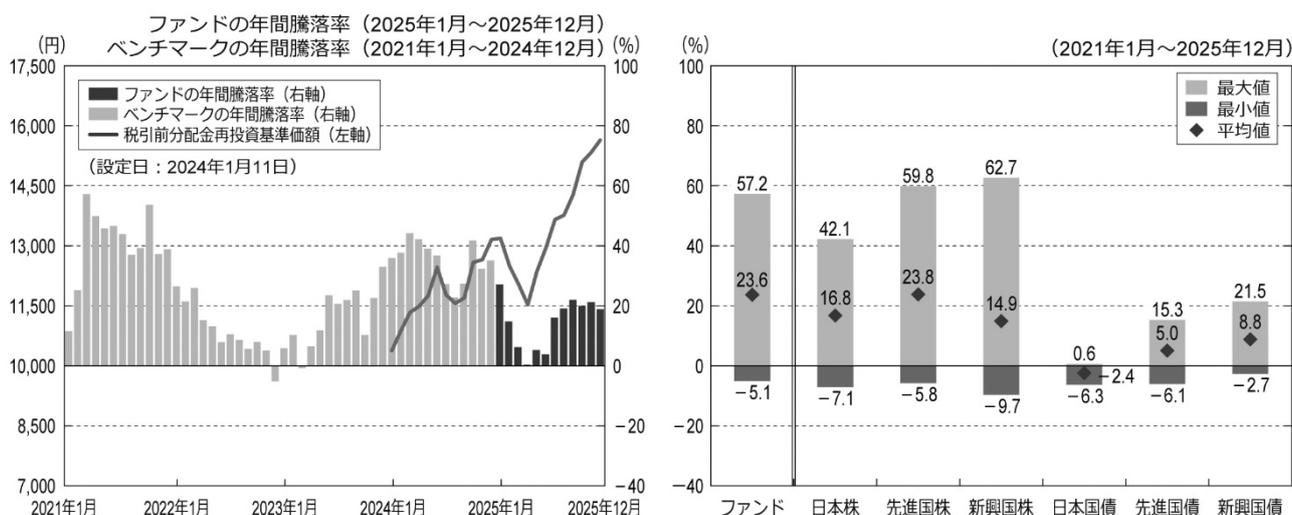
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移> <ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



- ・上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率(ベンチマークの年間騰落率を含みます。)およびファンドの分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率(2021年1月~2024年12月)を含みます。
 - ・上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。なお、ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、ベンチマークを用いています。
 - ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
 - ・ベンチマークの年間騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株: TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債: NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.0748%（税抜0.0680%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.025%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.025%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.018%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 上記①の諸経費および上記②の監査費用等に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託会社は、上記②に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 上記④において上記②に定める監査費用等および上記③に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、

あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ⑥ 上記④において上記②に定める監査費用等および上記③に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、信託約款第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑦ 上記①に定める諸経費および上記③に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳

しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収^{*}が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.16%	0.08%	0.08%

※対象期間は2024年12月3日～2025年12月1日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	83,921,444	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,891	0.00
純資産総額		83,924,335	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2025年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	319,871,095,409	72.18
	イギリス	16,333,342,594	3.69
	カナダ	15,436,809,406	3.48
	フランス	11,636,070,363	2.63
	ドイツ	10,740,163,742	2.42
	スイス	10,678,688,116	2.41
	オーストラリア	6,692,493,667	1.51
	オランダ	5,474,996,841	1.24
	スペイン	4,333,543,119	0.98
	スウェーデン	4,091,171,609	0.92
	イタリア	3,618,069,988	0.82
	香港	2,170,893,711	0.49
	デンマーク	2,136,029,088	0.48
	シンガポール	1,780,551,969	0.40
	フィンランド	1,285,629,384	0.29
	ベルギー	1,231,247,339	0.28
	イスラエル	1,208,505,501	0.27
	ノルウェー	635,654,079	0.14
	アイルランド	533,782,100	0.12
	オーストリア	299,151,575	0.07
ポルトガル	215,163,627	0.05	
ニュージーランド	193,694,022	0.04	
小計		420,596,747,249	94.91
投資証券	アメリカ	5,654,777,633	1.28
	オーストラリア	400,470,923	0.09
	フランス	161,289,791	0.04
	シンガポール	107,620,278	0.02
	イギリス	99,351,828	0.02
	香港	64,077,911	0.01
	小計		6,487,588,364
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		16,075,208,267	3.63
純資産総額		443,159,543,880	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年12月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・ オープン・マザーファン ド	—	9,134,108	9.0163	82,356,747	9.1877	83,921,444	100.00

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

② 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年12月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導 体製造装置	840,100	27,731.06	23,296,863,675	29,467.72	24,755,834,260	5.59
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー ・ハードウ ェアおよび機 器	513,068	43,631.00	22,385,671,881	42,859.86	21,990,025,524	4.96
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア ・サービス	244,142	76,998.71	18,798,620,217	76,260.37	18,618,360,717	4.20
4	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・ サービス流 通・小売り	331,860	36,483.58	12,107,441,365	36,332.87	12,057,429,291	2.72
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯 楽	201,140	50,062.53	10,069,578,047	49,090.95	9,874,154,407	2.23
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導 体製造装置	155,120	62,775.94	9,737,804,915	54,700.49	8,485,141,312	1.91
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯 楽	169,020	50,060.42	8,461,213,480	49,220.89	8,319,316,248	1.88
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- A	メディア・娯 楽	75,022	101,497.03	7,614,510,194	103,124.50	7,736,606,719	1.75
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動 車部品	97,730	67,601.66	6,606,710,694	71,961.23	7,032,771,829	1.59
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	95,080	49,036.35	4,662,376,613	50,686.30	4,819,253,404	1.09
11	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフサイ エンス	27,819	168,355.63	4,683,485,469	168,885.96	4,698,238,766	1.06

12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	47,674	80,346.50	3,830,439,063	78,444.38	3,739,757,754	0.84
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	58,745	52,433.35	3,080,197,300	55,517.74	3,261,389,730	0.74
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	147,438	18,152.29	2,676,337,419	18,870.17	2,782,181,127	0.63
15	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,266	32,392.71	2,697,212,114	32,495.59	2,705,778,097	0.61
16	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	151,648	17,320.53	2,626,624,730	17,617.69	2,671,688,484	0.60
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	29,484	86,301.60	2,544,516,594	90,476.02	2,667,595,092	0.60
18	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	78,700	26,496.52	2,085,276,849	28,835.22	2,269,331,877	0.51
19	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	13,425	166,514.24	2,235,453,784	167,150.44	2,243,994,711	0.51
20	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61,057	35,644.43	2,176,342,384	36,140.31	2,206,618,932	0.50
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	146,970	16,776.98	2,465,712,772	14,740.12	2,166,356,024	0.49
22	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	243,387	8,407.48	2,046,271,420	8,665.59	2,109,093,414	0.48
23	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	15,327	142,753.35	2,187,980,672	135,869.03	2,082,464,629	0.47
24	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	56,142	34,035.92	1,910,845,135	33,755.90	1,895,123,828	0.43
25	アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	34,429	55,820.86	1,921,856,629	54,396.77	1,872,826,463	0.42
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	80,939	23,177.33	1,875,950,257	22,633.87	1,831,963,549	0.41
27	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	59,179	31,567.66	1,868,143,018	30,588.69	1,810,208,251	0.41
28	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	36,690	46,768.70	1,715,943,786	48,780.96	1,789,773,599	0.40
29	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	38,830	37,165.76	1,443,146,502	46,086.56	1,789,541,404	0.40
30	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	136,782	12,053.19	1,648,659,789	12,178.80	1,665,840,950	0.38

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	半導体・半導体製造装置	10.96
	ソフトウェア・サービス	9.22
	メディア・娯楽	7.47
	資本財	7.39
	金融サービス	6.82
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.76
	銀行	6.75
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.54
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.61

	エネルギー	3.31
	素材	3.10
	ヘルスケア機器・サービス	3.04
	保険	2.85
	公益事業	2.55
	食品・飲料・タバコ	2.43
	自動車・自動車部品	2.09
	消費者サービス	1.65
	生活必需品流通・小売り	1.60
	運輸	1.33
	商業・専門サービス	1.17
	家庭用品・パーソナル用品	1.07
	電気通信サービス	1.00
	耐久消費財・アパレル	0.93
	不動産管理・開発	0.25
	小 計	94.91
投資証券	—	1.46
合 計		96.37

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	241	83,102,148.18	83,807,750.00	13,120,941,340	2.96
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	149	8,609,091.25	8,610,710.00	1,587,212,170	0.36
	FTSE100INDEX	インターコンチネンタル取引所	買建	イギリス・ポンド	41	4,014,640.00	4,053,260.00	856,980,753	0.19
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	16	5,940,449.81	5,993,600.00	685,068,480	0.15
	FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	18	2,338,590.00	2,364,660.00	469,148,544	0.11
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	18	3,885,625.00	3,922,650.00	411,172,171	0.09

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額 (円)		1口当たりの純資産額 (円)	
第1期	(2024年12月 2日)	分配付 :	18,724,146	分配付 :	1.2673
		分配落 :	18,724,146	分配落 :	1.2673
第2期	(2025年12月 1日)	分配付 :	76,596,088	分配付 :	1.5339
		分配落 :	76,596,088	分配落 :	1.5339
2024年12月末日		20,173,475		1.3157	
2025年 1月末日		21,042,411		1.3184	
2月末日		22,905,456		1.2489	
3月末日		30,233,740		1.2036	
4月末日		31,969,856		1.1526	
5月末日		40,233,545		1.2355	
6月末日		42,056,577		1.2940	
7月末日		51,751,366		1.3655	
8月末日		56,420,375		1.3766	
9月末日		62,952,510		1.4269	
10月末日		72,726,786		1.5094	
11月末日		76,566,228		1.5333	
12月末日		83,924,335		1.5639	

② 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自2024年 1月11日 至2024年12月 2日	0.0000円
第2期	自2024年12月 3日 至2025年12月 1日	0.0000円

③ 【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自2024年 1月11日 至2024年12月 2日	26.7%
第2期	自2024年12月 3日 至2025年12月 1日	21.0%

(注) 各計算期間中の分配金を加味して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期	自2024年 1月11日 至2024年12月 2日	18,389,662	3,615,046	14,774,616
第2期	自2024年12月 3日 至2025年12月 1日	45,340,536	10,179,020	49,936,132

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	15,639円
純資産総額	84百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期 (2024年12月2日)	0円
第2期 (2025年12月1日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

<銘柄別投資比率>

	国/地域名	種類	銘柄名	投資比率
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	5.59%
2	アメリカ	株式	APPLE INC	4.96%
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	4.20%
4	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	2.72%
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	2.23%
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	1.91%
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	1.88%
8	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	1.75%
9	アメリカ	株式	TESLA INC	1.59%
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	1.09%

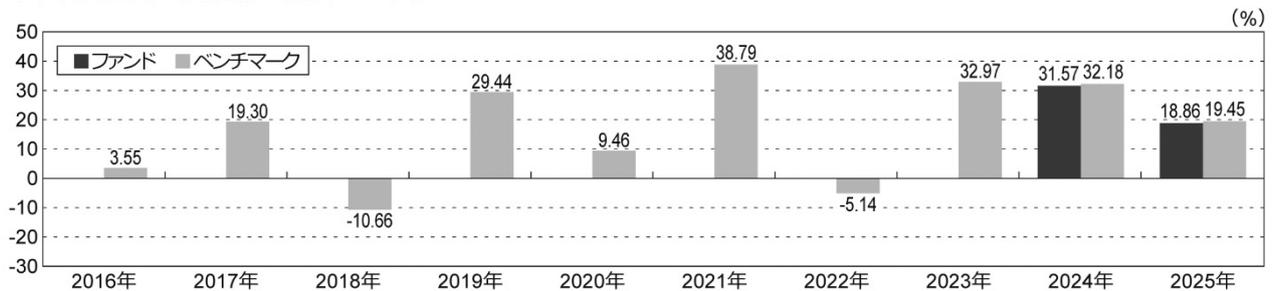
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<業種別投資比率>

	業種	投資比率
1	半導体・半導体製造装置	10.96%
2	ソフトウェア・サービス	9.22%
3	メディア・娯楽	7.47%
4	資本財	7.39%
5	金融サービス	6.82%
6	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.76%
7	銀行	6.75%
8	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.54%
9	一般消費財・サービス流通・小売り	4.61%
10	エネルギー	3.31%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2024年のファンドとベンチマークの年間収益率は設定日から年末までで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、ニューヨークまたはロンドンの証券取引所、あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額はありませぬ。

- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、ニューヨークまたはロンドンの証券取引所、あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1) 2) 3) 5)の事由により信託が終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1) 2) 3) 5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から上記(d)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 上記 (a) の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6) の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、上記 (a) の事項（信託約款の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (c) 上記 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 上記 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - (f) 上記 (b) から上記 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - (g) 上記 (a) から上記 (f) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決

議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の提供

毎決算時（毎年11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて提供します。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。

ただし、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

9) 公告

(a) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ssga.com/jp>

(b) 上記(a)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2024年12月3日から2025年12月1日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月6日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープンの2024年12月3日から2025年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープンの2025年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8	174
コール・ローン	7,507	46,111
親投資信託受益証券	18,723,440	76,593,697
流動資産合計	18,730,955	76,639,982
資産合計	18,730,955	76,639,982
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3	9,814
未払受託者報酬	1,153	5,715
未払委託者報酬	3,184	15,794
その他未払費用	2,469	12,571
流動負債合計	6,809	43,894
負債合計	6,809	43,894
純資産の部		
元本等		
元本	14,774,616	49,936,132
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,949,530	26,659,956
(分配準備積立金)	1,591,609	12,802,998
元本等合計	18,724,146	76,596,088
純資産合計	18,724,146	76,596,088
負債純資産合計	18,730,955	76,639,982

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2024年1月11日 至 2024年12月2日	第2期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
営業収益		
受取利息	—	126
有価証券売買等損益	1,807,130	12,168,357
営業収益合計	1,807,130	12,168,483
営業費用		
支払利息	2	—
受託者報酬	1,738	8,298
委託者報酬	4,713	22,917
その他費用	3,609	18,216
営業費用合計	10,062	49,431
営業利益又は営業損失(△)	1,797,068	12,119,052
経常利益又は経常損失(△)	1,797,068	12,119,052
当期純利益又は当期純損失(△)	1,797,068	12,119,052
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	205,459	394,667
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—	3,949,530
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,813,464	13,620,374
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	2,813,464	13,620,374
剰余金減少額又は欠損金増加額	455,543	2,634,333
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	455,543	2,634,333
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,949,530	26,659,956

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間 2025年11月30日が休日のため、当計算期間は2024年12月3日から2025年12月1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
1 期首元本額	1,000,000円	14,774,616円
期中追加設定元本額	17,389,662円	45,340,536円
期中一部解約元本額	3,615,046円	10,179,020円
2 受益権の総数	14,774,616口	49,936,132口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 2024年1月11日 至 2024年12月2日	第2期 自 2024年12月3日 至 2025年12月1日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(146,257円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,445,352円)、収益調整金(2,357,921円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は3,949,530円(1万口当たり2,673円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(632,991円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(11,091,394円)、収益調整金(13,856,958円)及び分配準備積立金(1,078,613円)より分配対象収益は26,659,956円(1万口当たり5,338円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場	同左

	合、当該価額が異なることもあります。	
--	--------------------	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,674,572	11,987,959
合 計	1,674,572	11,987,959

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 (2024年12月2日現在)	第2期 (2025年12月1日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2673円 (12,673円)	1.5339円 (15,339円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	8,500,871	76,593,697	
合 計		8,500,871	76,593,697	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		4,322,694,433	7,220,936,739
金銭信託		4,209,356	21,615,719
コール・ローン		3,738,438,422	5,715,649,185
株式		300,573,686,739	399,568,842,390
投資証券		5,882,727,249	6,352,493,205
派生商品評価勘定		450,308,607	449,119,225
未収入金		19,966,505	40,471,518
未収配当金		342,213,338	373,690,260
未収利息		11,266	66,772
差入委託証拠金		1,131,679,747	3,132,014,780
流動資産合計		316,465,935,662	422,874,899,793
資産合計		316,465,935,662	422,874,899,793
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		96,187,141	44,668,594
未払金		—	61,643,959
未払解約金		76,255,000	7,461,000
流動負債合計		172,442,141	113,773,553
負債合計		172,442,141	113,773,553
純資産の部			
元本等			
元本	1	42,566,344,713	46,920,756,101
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		273,727,148,808	375,840,370,139
元本等合計		316,293,493,521	422,761,126,240
純資産合計		316,293,493,521	422,761,126,240
負債純資産合計		316,465,935,662	422,874,899,793

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
1 期首元本額	44,200,872,329円	42,566,344,713円
期中追加設定元本額	2,868,414,316円	7,281,343,335円
期中一部解約元本額	4,502,941,932円	2,926,931,947円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	4,678,883,330円	4,401,737,731円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	5,950,160,925円	5,710,323,708円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	85,903,749円	83,991,297円
AMC/ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	41,989,511円	34,945,279円
外国株式インデックス・ファンドVA1(適格機関投資家専用)	57,813,845円	51,168,480円
外国株式インデックス・ファンドVA2(適格機関投資家専用)	14,832,281円	10,637,568円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	280,825円	243,676円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	7,337,386円	5,760,607円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	32,868円	28,608円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	543,253円	479,393円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	1,088,389円	896,664円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	2,003,541,516円	1,667,627,726円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	363,924円	1,768円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	130,486,349円	91,086,640円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	180,464,069円	150,180,184円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	15,889,169円	10,843,265円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	35,892,032円	23,987,152円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	683,614,489円	542,130,382円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	69,898,941円	43,454,234円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	303,530,533円	237,983,989円
バランスファンドVA40C<適格機関投	14,769,755円	12,107,510円

資家限定＞		
グローバル4資産30VA＜適格機関投資家限定＞	9,466,848円	8,100,582円
グローバル4資産45VA＜適格機関投資家限定＞	14,631,530円	10,318,638円
4資産バランス30VA2＜適格機関投資家限定＞	4,235,248円	3,103,038円
バランスファンドVA25B＜適格機関投資家限定＞	61,667,862円	47,756,230円
バランスファンドVA20A＜適格機関投資家限定＞	133,332円	86,513円
バランスファンドVA35B＜適格機関投資家限定＞	87,345円	68,193円
外国株式インデックス・ファンドVA3＜適格機関投資家限定＞	122,563,180円	146,330,317円
4資産インデックスバランスVA20＜適格機関投資家限定＞	61,022,136円	50,802,207円
4資産インデックスバランスVA50＜適格機関投資家限定＞	22,831,234円	21,241,084円
Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金＜適格機関投資家限定＞	13,409,659円	11,545,980円
Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）＜適格機関投資家限定＞	4,609,652円	12,051,791円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	199,670,717円	255,102,340円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,280,517,989円	882,561,006円
全世界株式インデックス・ファンド	2,989,921,771円	3,479,979,083円
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン	2,519,775円	8,500,871円
ステート・ストリート全世界株式インデックス・オープン	1,579,235円	12,006,033円
世界バランス40VA＜適格機関投資家限定＞	1,386,650円	1,221,826円
世界バランス60VA＜適格機関投資家限定＞	5,315,649円	4,779,334円
グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	209,767円	183,766円
グローバルバランス40VA2＜適格機関投資家限定＞	382,022,648円	288,737,747円
グローバルバランス40VA3＜適格機関投資家限定＞	8,822,246円	6,581,397円
グローバルバランス50VA＜適格機関投資家限定＞	7,031,413円	3,558,828円
ワールドエクイティ・ファンドVL＜適格機関投資家限定＞	23,095,371,688円	28,586,523,436円
計	42,566,344,713円	46,920,756,101円

2 受益権の総数	42,566,344,713口	46,920,756,101口
----------	-----------------	-----------------

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としておりま</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p>

<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>す。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左 同左</p>
----------------------------------	--	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	65,929,069,249	46,601,485,484
投資証券	960,507,157	△370,836,795
合計	66,889,576,406	46,230,648,689

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2024年12月2日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	7,180,350,750	—	7,590,620,346	410,269,596
	S&P 60	400,021,267	—	428,516,868	28,495,601
	SPI 200	280,640,591	—	288,836,471	8,195,880
	FTSE100INDEX	463,371,766	—	459,484,973	△3,886,793
	FSMI INDEX	247,043,818	—	239,928,953	△7,114,865
	EURO STOXX 50	798,550,679	—	785,208,570	△13,342,109

合計	9,369,978,871	—	9,792,596,181	422,617,310
----	---------------	---	---------------	-------------

(単位：円)

区分	種類	(2025年12月1日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MINI S&P 500	13,184,874,739	—	13,311,418,766	126,544,027
	S&P 60	635,711,070	—	657,389,984	21,678,914
	SPI 200	449,433,827	—	439,608,400	△9,825,427
	FTSE100INDEX	882,397,124	—	885,178,492	2,781,368
	FSMI INDEX	438,059,848	—	448,954,220	10,894,372
	EURO STOXX 50	1,579,714,955	—	1,580,434,816	719,861
	合計	17,170,191,563	—	17,322,984,678	152,793,115

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年12月2日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	3,165,483,050	—	3,112,435,675	△53,047,375
	カナダ・ドル	102,034,224	—	99,454,200	△2,580,024
	オーストラリア・ドル	48,115,761	—	46,770,240	△1,345,521
	イギリス・ポンド	129,638,597	—	125,671,194	△3,967,403
	ユーロ	319,515,340	—	309,078,853	△10,436,487
	売建				
	アメリカ・ドル	101,878,920	—	98,997,954	2,880,966
	合計	3,866,665,892	—	3,792,408,116	△68,495,844

(単位：円)

区分	種類	(2025年12月1日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	11,047,524,175	—	11,205,074,073	157,549,898
	カナダ・ドル	513,785,434	—	522,827,640	9,042,206
	オーストラリア・ドル	199,160,700	—	203,698,800	4,538,100

	イギリス・ポンド	499,809,583	—	510,726,666	10,917,083
	スイス・フラン	36,864,750	—	36,868,569	3,819
	スウェーデン・クローナ	19,621,910	—	19,621,077	△833
	ユーロ	1,242,036,833	—	1,264,526,021	22,489,188
	売建				
	アメリカ・ドル	5,963,226,000	—	5,916,254,200	46,971,800
	カナダ・ドル	257,129,190	—	256,390,200	738,990
	オーストラリア・ドル	106,814,925	—	106,941,870	△126,945
	イギリス・ポンド	266,225,180	—	268,031,400	△1,806,220
	ユーロ	706,365,660	—	705,025,230	1,340,430
	合計	20,858,564,340	—	21,015,985,746	251,657,516

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年12月2日現在)	(2025年12月1日現在)
1口当たり純資産額	7.4306円	9.0101円
(1万口当たり純資産額)	(74,306円)	(90,101円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BAKER HUGHES COMPANY	33,149	50.20	1,664,079.80	
	CHENIERE ENERGY INC	7,411	208.46	1,544,897.06	
	CHEVRON CORPORATION	64,522	151.13	9,751,209.86	
	CONOCOPHILLIPS	41,852	88.69	3,711,853.88	
	COTERRA ENERGY INC	25,800	26.84	692,472.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	19,700	37.06	730,082.00	
	DIAMONDBACK ENERGY	6,300	152.59	961,317.00	
	EOG RESOURCES INC	18,306	107.85	1,974,302.10	

EQT CORP	21,000	60.86	1,278,060.00	
EXPAND ENERGY CORPORATION	8,000	121.93	975,440.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	142,738	115.92	16,546,188.96	
HALLIBURTON CO	27,814	26.22	729,283.08	
KINDER MORGAN INC	67,172	27.32	1,835,139.04	
MARATHON PETROLEUM CORP	10,230	193.73	1,981,857.90	
OCCIDENTAL PETROLEUM	24,924	42.00	1,046,808.00	
ONEOK INC NEW	21,200	72.82	1,543,784.00	
PHILLIPS 66	13,583	136.96	1,860,327.68	
SLB LTD	50,162	36.24	1,817,870.88	
TARGA RESOURCES CORP	7,200	175.31	1,262,232.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	650	864.29	561,788.50	
VALERO ENERGY CORP	10,403	176.76	1,838,834.28	
WILLIAMS COS	41,041	60.93	2,500,628.13	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS	7,467	261.05	1,949,260.35	
AMCOR PLC	56,400	8.52	480,528.00	
AVERY DENNISON CORP	2,457	172.37	423,513.09	
BALL CORPORATION	8,304	49.53	411,297.12	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,100	78.70	401,370.00	
CORTEVA INC	22,868	67.47	1,542,903.96	
CRH PLC	2,000	119.96	239,920.00	
DOW INC	23,735	23.85	566,079.75	
DUPONT DE NEMOURS INC	13,469	39.77	535,662.13	
ECOLAB INC	8,586	275.16	2,362,523.76	
FREEPORT MCMORAN INC	48,266	42.98	2,074,472.68	
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	8,539	69.48	593,289.72	
INT'L PAPER CO	16,190	39.48	639,181.20	
LINDE PLC	15,694	410.32	6,439,562.08	
LYONDELLBASELL INDU CL A	8,345	48.99	408,821.55	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,020	623.24	1,258,944.80	
NEWMONT CORPORATION	26,535	90.73	2,407,520.55	
NUCOR CORP	7,671	159.49	1,223,447.79	
PACKAGING CORP OF AMERICA	3,000	204.07	612,210.00	
PPG INDUSTRIES	7,347	100.04	734,993.88	
RELIANCE INC	1,700	279.32	474,844.00	
RPM INTERNATIONAL INC	4,200	107.25	450,450.00	
SHERWIN-WILLIAMS CO	7,939	343.69	2,728,554.91	
SMURFIT WESTROCK PLC	9,025	35.69	322,102.25	
STEEL DYNAMICS INC	4,700	167.83	788,801.00	
VULCAN MATERIALS CO	4,456	297.24	1,324,501.44	
3M CO	17,882	172.05	3,076,598.10	
AECOM	4,300	103.13	443,459.00	
AERCAP HOLDINGS NV	6,000	134.00	804,000.00	
ALLEGION PLC W/I	2,800	166.03	464,884.00	
AMETEK INC	7,800	197.89	1,543,542.00	
AXON ENTERPRISE INC	2,500	540.14	1,350,350.00	
BLOOM ENERGY CORP- A	7,500	109.24	819,300.00	
BOEING CO	25,370	189.00	4,794,930.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3,500	112.23	392,805.00	

CARLISLE COS INC	1,400	318.07	445,298.00	
CARRIER GLOBAL CORP	25,756	54.88	1,413,489.28	
CATERPILLAR	15,681	575.76	9,028,492.56	
CNH INDUSTRIAL NV	28,516	9.43	268,905.88	
COMFORT SYSTEMS USA INC	1,200	976.94	1,172,328.00	
CUMMINS ENGINE CO	4,632	497.98	2,306,643.36	
DEERE & CO	8,595	464.49	3,992,291.55	
DOVER CORP	4,614	185.28	854,881.92	
EATON CORP PLC	13,071	345.89	4,521,128.19	
EMCOR GROUP INC	1,520	615.07	934,906.40	
EMERSON ELECTRIC CO	18,849	133.38	2,514,079.62	
FASTENAL CO	38,600	40.40	1,559,440.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	500	251.67	125,835.00	
FORTIVE CORPORATION	10,934	53.48	584,750.32	
GE AEROSPACE	35,530	298.45	10,603,928.50	
GE VERNOVA INC	9,135	599.77	5,478,898.95	
GENERAL DYNAMICS CORP	7,660	341.63	2,616,885.80	
GRACO INC	5,400	82.44	445,176.00	
GRAINGER (WW)	1,547	948.63	1,467,530.61	
HEICO CORP	1,380	316.91	437,335.80	
HEICO CORP-CLASS A	2,520	246.97	622,364.40	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	21,317	192.19	4,096,914.23	
HOWMET AEROSPACE INC	12,829	204.59	2,624,685.11	
HUBBELL INC	1,780	431.43	767,945.40	
IDEX CORP	2,500	173.93	434,825.00	
ILLINOIS TOOL WORKS	9,318	249.28	2,322,791.04	
INGERSOLL-RAND INC	13,027	80.34	1,046,589.18	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	5,300	65.60	347,680.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	21,924	116.31	2,549,980.44	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	6,270	278.69	1,747,386.30	
LENNOX INTERNATIONAL	1,000	498.87	498,870.00	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	7,068	457.86	3,236,154.48	
MASCO CORP	6,690	64.87	433,980.30	
NORDSON CORP	1,700	237.66	404,022.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,560	572.25	2,609,460.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	13,178	88.85	1,170,865.30	
PACCAR INC	17,659	105.42	1,861,611.78	
PARKER HANNIFIN CORP	4,228	861.70	3,643,267.60	
PENTAIR PLC	5,334	105.24	561,350.16	
QUANTA SERVICES INC	5,010	464.88	2,329,048.80	
ROCKET LAB CORP	14,600	42.14	615,244.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3,792	395.86	1,501,101.12	
RTX CORP	44,863	174.91	7,846,987.33	
SNAP-ON	1,694	340.05	576,044.70	
TEXTRON	5,652	83.16	470,020.32	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	7,461	421.48	3,144,662.28	
TRANSDIGM GROUP INC	1,890	1,360.17	2,570,721.30	
UNITED RENTALS INC	2,176	815.18	1,773,831.68	

VERTIV HOLDINGS CO	12,200	179.73	2,192,706.00	
WABTEC CORPORATION	5,806	208.55	1,210,841.30	
WATSCO INC	1,130	346.40	391,432.00	
XYLEM INC	8,154	140.67	1,147,023.18	
AUTOMATIC DATA PROCESS	13,593	255.30	3,470,292.90	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	3,900	83.46	325,494.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3,800	228.09	866,742.00	
CINTAS CORP	12,196	186.02	2,268,699.92	
COPART INC	31,000	38.98	1,208,380.00	
EQUIFAX INC	4,003	212.37	850,117.11	
JACOBS SOLUTIONS INC	3,900	134.81	525,759.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	4,100	191.10	783,510.00	
PAYCHEX INC	10,951	111.69	1,223,117.19	
PAYCOM SOFTWARE INC	1,600	161.17	257,872.00	
REPUBLIC SERVICES INC	7,302	217.06	1,584,972.12	
ROLLINS	9,425	61.48	579,449.00	
SS&C TECHNOLOGIES HLDGS	7,200	85.94	618,768.00	
TRANSUNION	6,500	85.05	552,825.00	
VERALTO CORP	8,289	101.22	839,012.58	
VERISK ANALYTICS INC	4,700	225.07	1,057,829.00	
WASTE CONNECTIONS INC	8,663	176.55	1,529,452.65	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	13,520	217.87	2,945,602.40	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	4,000	158.87	635,480.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	6,616	72.57	480,123.12	
CSX CORP	62,615	35.36	2,214,066.40	
DELTA AIR LINES INC	5,300	64.10	339,730.00	
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,584	146.90	673,389.60	
FEDEX CORP	7,540	275.68	2,078,627.20	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	76,900	5.45	419,105.00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,457	173.96	427,419.72	
NORFOLK SOUTHERN CORP	7,549	292.09	2,204,987.41	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,300	135.29	852,327.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	66,400	87.54	5,812,656.00	
UNION PACIFIC CORP	19,866	231.83	4,605,534.78	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	2,500	101.96	254,900.00	
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	24,697	95.79	2,365,725.63	
APTIV PLC	7,412	77.55	574,800.60	
FORD MOTOR COMPANY	131,425	13.28	1,745,324.00	
GENERAL MOTORS CO	31,999	73.52	2,352,566.48	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	24,500	16.86	413,070.00	
TESLA INC	94,620	430.17	40,702,685.40	
DECKERS OUTDOOR CORP	4,620	88.03	406,698.60	
DR HORTON INC	8,866	159.01	1,409,782.66	
GARMIN LTD	5,500	195.32	1,074,260.00	
LENNAR CORP-CL A	7,212	131.30	946,935.60	

LULULEMON ATHLETICA INC	3,600	184.18	663,048.00	
NIKE B	39,904	64.63	2,578,995.52	
NVR INC	92	7,507.29	690,670.68	
PULTE GROUP INC	6,463	127.19	822,028.97	
TAPESTRY INC	7,000	109.28	764,960.00	
AIRBNB INC-CLASS A	14,400	116.99	1,684,656.00	
BOOKING HOLDINGS INC	1,083	4,914.69	5,322,609.27	
CARNIVAL CORP	35,166	25.78	906,579.48	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	45,150	34.52	1,558,578.00	
DARDEN RESTAURANTS	3,819	179.58	685,816.02	
DOMINO'S PIZZA INC	1,050	419.63	440,611.50	
DOORDASH INC - A	12,820	198.37	2,543,103.40	
DRAFTKINGS INC-CL A	14,000	33.16	464,240.00	
EXPEDIA GROUP INC	3,927	255.69	1,004,094.63	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	400	208.81	83,524.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	7,897	285.03	2,250,881.91	
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,400	164.39	230,146.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	10,500	68.16	715,680.00	
MARRIOTT INT'L A	7,744	304.79	2,360,293.76	
MCDONALD'S CORP	23,918	311.82	7,458,110.76	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	8,660	266.25	2,305,725.00	
STARBUCKS CORP	38,152	87.11	3,323,420.72	
YUM! BRANDS INC	9,358	153.21	1,433,739.18	
ALPHABET INC-CL A	194,740	320.18	62,351,853.20	
ALPHABET INC-CL C	163,620	320.12	52,378,034.40	
CHARTER COMMUNICATION-A	2,985	200.12	597,358.20	
COMCAST CORP-CL A	123,512	26.69	3,296,535.28	
DISCOVERY INC-W/T	79,053	24.00	1,897,272.00	
DISNEY (WALT) CO NEW	60,264	104.47	6,295,780.08	
ECHOSTAR CORP-A	4,800	73.29	351,792.00	
ELECTRONIC ARTS	8,024	202.03	1,621,088.72	
FOX CORP	5,038	58.26	293,513.88	
FOX CORPORATION-CLASS A	6,669	65.50	436,819.50	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	7,100	95.98	681,458.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	5,400	131.45	709,830.00	
META PLATFORMS INC-A	72,632	647.95	47,061,904.40	
NETFLIX INC	142,290	107.58	15,307,558.20	
NEWS CORP - CLASS A	12,256	25.68	314,734.08	
OMNICOM GROUP	10,688	71.62	765,474.56	
PINTEREST INC- CLASS A	20,400	26.12	532,848.00	
REDDIT INC-CL A	3,400	216.47	735,998.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	19,500	95.03	1,853,085.00	
SNAP INC - A	36,000	7.68	276,480.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	5,260	598.87	3,150,056.20	
TAKE-TWO INTERACTIVE	6,200	246.07	1,525,634.00	

SOFTWARE				
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	15,100	39.56	597,356.00	
AMAZON COM INC	321,260	233.22	74,924,257.20	
AUTOZONE INC	561	3,954.33	2,218,379.13	
BEST BUY COMPANY INC	6,486	79.28	514,210.08	
BURLINGTON STORES INC	2,120	252.23	534,727.60	
CARVANA CO	4,400	374.50	1,647,800.00	
DICK'S SPORTING GOODS INC	2,100	206.57	433,797.00	
EBAY INC	15,422	82.79	1,276,787.38	
GENUINE PARTS CO	4,500	130.40	586,800.00	
HOME DEPOT	33,349	356.92	11,902,925.08	
LOWE'S COMPANIES	18,806	242.48	4,560,078.88	
MERCADOLIBRE	1,530	2,071.78	3,169,823.40	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	28,520	101.70	2,900,484.00	
ROSS STORES INC	10,912	176.36	1,924,440.32	
SEA LTD-ADR	12,900	139.01	1,793,229.00	
TJX COMPANIES INC	37,322	151.92	5,669,958.24	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	17,720	54.78	970,701.60	
ULTA BEAUTY INC	1,456	538.83	784,536.48	
WILLIAMS-SONOMA INC	4,000	180.01	720,040.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	14,857	913.59	13,573,206.63	
DOLLAR GENERAL CORP	7,109	109.49	778,364.41	
DOLLAR TREE INC	6,203	110.81	687,354.43	
KROGER CO	21,192	67.28	1,425,797.76	
SYSCO CORP	16,003	76.20	1,219,428.60	
TARGET CORP	15,305	90.62	1,386,939.10	
WALMART INC	146,848	110.51	16,228,172.48	
ALTRIA GROUP INC	56,332	59.01	3,324,151.32	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	16,184	60.74	983,016.16	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	5,480	28.98	158,810.40	
BUNGE GLOBAL SA	4,675	96.07	449,127.25	
COCA-COLA CO	136,907	73.12	10,010,639.84	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	2,700	91.69	247,563.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	5,016	136.38	684,082.08	
GENERAL MILLS	17,461	47.35	826,778.35	
HORMEL FOODS CORP	9,000	23.21	208,890.00	
JM SMUCKER CO	3,388	104.18	352,961.84	
KELLOGG CO	9,987	83.64	835,312.68	
KEURIG DR PEPPER INC	43,500	27.90	1,213,650.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	8,598	67.48	580,193.04	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	43,461	57.57	2,502,049.77	
MONSTER BEVERAGE CORP	24,580	74.99	1,843,254.20	
PEPSICO INC	45,836	148.74	6,817,646.64	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	52,151	157.48	8,212,739.48	
THE HERSHEY COMPANY	4,800	188.08	902,784.00	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	28,655	25.51	730,989.05	
TYSON FOODS INC-CL A	9,526	58.05	552,984.30	

CHURCH & DWIGHT CO INC	8,200	85.16	698,312.00	
CLOROX CO	3,883	107.94	419,131.02	
COLGATE-PALMOLIVE CO	25,762	80.39	2,071,007.18	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7,613	94.07	716,154.91	
KENVUE INC	64,648	17.35	1,121,642.80	
KIMBERLY-CLARK CORP	11,157	109.12	1,217,451.84	
PROCTER & GAMBLE CO	78,339	148.16	11,606,706.24	
ABBOTT LABORATORIES	58,277	128.90	7,511,905.30	
BAXTER INTERNATIONAL	16,143	18.74	302,519.82	
BECTON DICKINSON	9,609	194.02	1,864,338.18	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	49,648	101.58	5,043,243.84	
CARDINAL HEALTH INC	7,971	212.26	1,691,924.46	
CENCORA INC	6,172	368.93	2,277,035.96	
CENTENE CORP	16,122	39.34	634,239.48	
COOPER COS INC/THE	6,424	77.93	500,622.32	
CVS HEALTH CORPORATION	42,521	80.36	3,416,987.56	
DEXCOM INC	12,700	63.47	806,069.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	19,700	86.67	1,707,399.00	
ELEVANCE HEALTH INC	7,555	338.26	2,555,554.30	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	15,366	79.99	1,229,126.34	
HCA HEALTHCARE INC	5,493	508.29	2,792,036.97	
HOLOGIC INC	7,416	74.97	555,977.52	
HUMANA	4,049	245.77	995,122.73	
IDEXX LABORATORIES	2,670	752.88	2,010,189.60	
INSULET CORP	2,360	327.19	772,168.40	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	12,004	573.48	6,884,053.92	
LABCORP HOLDINGS INC	2,804	268.78	753,659.12	
MCKESSON CORP	4,188	881.12	3,690,130.56	
MEDTRONIC PLC	43,005	105.33	4,529,716.65	
QUEST DIAGNOSTICS INC	3,646	189.18	689,750.28	
RESMED INC	4,933	255.83	1,262,009.39	
SOLVENTUM CORP	4,895	85.26	417,347.70	
STERIS PLC	3,300	266.28	878,724.00	
STRYKER CORP	11,547	371.18	4,286,015.46	
THE CIGNA GROUP	8,958	277.28	2,483,874.24	
UNITED HEALTH GROUP INC	30,331	329.77	10,002,253.87	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1,820	243.63	443,406.60	
VEEVA SYSTEMS A	5,240	240.29	1,259,119.60	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6,631	97.52	646,655.12	
ABBVIE INC	59,157	227.70	13,470,048.90	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	9,520	153.50	1,461,320.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	4,400	451.23	1,985,412.00	
AMGEN INC	18,054	345.46	6,236,934.84	
BIOGEN INC	5,001	182.09	910,632.09	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	68,276	49.20	3,359,179.20	
DANAHER CORP	21,569	226.78	4,891,417.82	
ELI LILLY AND COMPANY	26,939	1,075.47	28,972,086.33	
GILEAD SCIENCES INC	41,610	125.84	5,236,202.40	

ILLUMINA INC	5,000	131.45	657,250.00	
INCYTE CORP	5,308	104.46	554,473.68	
INSMED INC	7,100	207.77	1,475,167.00	
IQVIA HOLDINGS INC	5,732	230.01	1,318,417.32	
JOHNSON & JOHNSON	80,666	206.92	16,691,408.72	
MERCK & CO	83,660	104.83	8,770,077.80	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	687	1,476.72	1,014,506.64	
NATERA INC	4,400	238.81	1,050,764.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3,200	152.16	486,912.00	
PFIZER	190,588	25.74	4,905,735.12	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3,497	780.19	2,728,324.43	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	13,900	40.02	556,278.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	15,800	26.89	424,862.00	
THERMO ELECTRON CORP	12,661	590.83	7,480,498.63	
UNITED THERAPEUTICS CORP	1,390	486.00	675,540.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	8,580	433.61	3,720,373.80	
WATERS CORPORATION	1,997	403.42	805,629.74	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2,450	277.25	679,262.50	
ZOETIS INC	14,895	128.18	1,909,241.10	
BANK OF AMERICA CORP	235,687	53.65	12,644,607.55	
CITIGROUP INC	61,651	103.60	6,387,043.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	14,000	54.10	757,400.00	
FIFTH THIRD BANCORP	21,520	43.46	935,259.20	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	290	1,877.89	544,588.10	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	53,115	16.30	865,774.50	
JPMORGAN CHASE & CO	92,060	313.08	28,822,144.80	
KEYCORP	31,191	18.38	573,290.58	
M & T BANK CORP	5,191	190.22	987,432.02	
PNC BANK CORP	13,187	190.72	2,515,024.64	
REGIONS FINANCIAL CORP	29,045	25.45	739,195.25	
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	43,338	46.50	2,015,217.00	
US BANCORP	52,235	49.05	2,562,126.75	
WELLS FARGO COMPANY	107,297	85.85	9,211,447.45	
AFFIRM HOLDINGS INC	9,200	70.95	652,740.00	
AMERICAN EXPRESS	18,665	365.27	6,817,764.55	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,186	455.74	1,451,987.64	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	14,666	131.85	1,933,712.10	
ARES MANAGEMENT CORP - A	7,200	156.85	1,129,320.00	
BANK NEW YORK MELLO CORP	23,657	112.10	2,651,949.70	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	46,164	513.81	23,719,524.84	
BLACKROCK FUNDING INC/DE	4,930	1,047.30	5,163,189.00	
BLACKSTONE INC	24,700	146.42	3,616,574.00	
BLOCK INC-A	15,900	66.80	1,062,120.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	21,475	219.07	4,704,528.25	
CARLYLE GROUP INC/THE	7,400	54.53	403,522.00	

CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,400	258.17	877,778.00	
CME GROUP INC	12,069	281.46	3,396,940.74	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	6,870	272.82	1,874,273.40	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	9,900	30.02	297,198.00	
CORPAY INC	2,181	295.80	645,139.80	
EQUITABLE HOLDINGS INC	9,500	46.69	443,555.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	17,596	65.77	1,157,288.92	
FISERV INC	17,802	61.47	1,094,288.94	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	2,000	169.66	339,320.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	8,078	75.76	611,989.28	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	10,144	826.04	8,379,349.76	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	15,000	65.02	975,300.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	19,225	157.30	3,024,092.50	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	2,400	174.48	418,752.00	
KKR & CO INC	20,900	122.31	2,556,279.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,660	356.04	947,066.40	
MASTERCARD INC-CLASS A	28,524	550.53	15,703,317.72	
MOODY'S CORPORATION	5,409	490.78	2,654,629.02	
MORGAN STANLEY	40,099	169.66	6,803,196.34	
MSCI INC	2,610	563.72	1,471,309.20	
NASDAQ INC	15,420	90.92	1,401,986.40	
NORTHERN TRUST CORP	6,505	131.34	854,366.70	
PAYPAL HOLDINGS INC	30,522	62.69	1,913,424.18	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	6,172	156.54	966,164.88	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	24,700	128.49	3,173,703.00	
ROCKET COS INC-CLASS A	31,200	19.98	623,376.00	
S&P GLOBAL INC	10,492	498.83	5,233,724.36	
SCHWAB (CHARLES) CORP	57,835	92.73	5,363,039.55	
SOFI TECHNOLOGIES INC	40,400	29.72	1,200,688.00	
STATE STREET CORP	9,531	119.02	1,134,379.62	
SYNCHRONY FINANCIAL	12,315	77.36	952,688.40	
T ROWE PRICE GROUP INC	7,093	102.38	726,181.34	
TOAST INC-CLASS A	14,500	34.19	495,755.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3,900	108.86	424,554.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	56,885	334.44	19,024,619.40	
AFLAC	17,110	110.31	1,887,404.10	
ALLSTATE CORP	8,828	212.98	1,880,187.44	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,100	137.72	289,212.00	
AMERICAN INT'L GROUP	18,617	76.16	1,417,870.72	
AON PLC	6,884	353.92	2,436,385.28	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	12,550	93.92	1,178,696.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	8,600	247.62	2,129,532.00	

BROWN & BROWN INC	9,600	80.43	772,128.00	
CHUBB LTD	12,684	296.18	3,756,747.12	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	5,237	167.59	877,668.83	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	800	295.49	236,392.00	
EVEREST GROUP LTD	1,380	314.29	433,720.20	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	8,402	59.43	499,330.86	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	9,209	137.03	1,261,909.27	
LOEWS CORP	5,705	107.87	615,398.35	
MARKEL GROUP INC	425	2,080.44	884,187.00	
MARSH & MCLENNAN COS	16,475	183.45	3,022,338.75	
METLIFE INC	18,971	76.56	1,452,419.76	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	7,586	84.82	643,444.52	
PROGRESSIVE CORP	19,689	228.79	4,504,646.31	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	11,735	108.25	1,270,313.75	
TRAVELERS COS INC/THE ST. PAUL TRAVELERS	7,574	292.86	2,218,121.64	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,198	321.00	1,026,558.00	
WR BERKLEY CORP	9,833	77.69	763,925.77	
ACCENTURE PLC-CL A	20,837	250.00	5,209,250.00	
ADOBE INC	14,048	320.13	4,497,186.24	
APPROVIN CORP-CLASS A	7,740	599.48	4,639,975.20	
ATLASSIAN CORP-CL A	5,400	149.52	807,408.00	
AUTODESK INC	7,167	303.34	2,174,037.78	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	5,100	41.96	213,996.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	9,150	311.84	2,853,336.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	2,803	186.77	523,516.31	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	10,500	200.21	2,102,205.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	16,355	77.71	1,270,947.05	
COREWEAVE INC-CL A	5,900	73.12	431,408.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	8,420	509.16	4,287,127.20	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,700	458.59	779,603.00	
DATADOG INC - CLASS A	10,300	160.01	1,648,103.00	
DOCUSIGN INC	6,500	69.35	450,775.00	
DYNATRACE INC	9,500	44.56	423,320.00	
FAIR ISAAC CORP	810	1,805.83	1,462,722.30	
FORTINET INC	21,900	81.13	1,776,747.00	
GARTNER INC	2,520	232.74	586,504.80	
GEN DIGITAL INC	16,600	26.37	437,742.00	
GODADDY INC-CLASS A	4,600	127.86	588,156.00	
HUBSPOT INC	1,620	367.32	595,058.40	
IBM CORP	31,221	308.58	9,634,176.18	
INTUIT CORP	9,336	634.08	5,919,770.88	
MICROSOFT CORP	236,362	492.01	116,292,467.62	
MONDAY.COM LTD	1,477	143.86	212,481.22	
MONGODB INC	2,640	332.37	877,456.80	
NEBIUS GROUP NV	7,200	94.87	683,064.00	

NUTANIX INC - A	8,500	47.80	406,300.00	
OKTA INC	5,400	80.33	433,782.00	
ORACLE CORP	57,299	201.95	11,571,533.05	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	76,200	168.45	12,835,890.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	22,740	190.13	4,323,556.20	
PTC INC	3,900	175.43	684,177.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,620	446.22	1,615,316.40	
SALESFORCE INC	31,927	230.54	7,360,450.58	
SAMSARA INC-CL A	11,800	38.03	448,754.00	
SERVICENOW INC	6,984	812.41	5,673,871.44	
SNOWFLAKE INC	10,800	251.24	2,713,392.00	
STRATEGY INC-CL A	8,760	177.18	1,552,096.80	
SYNOPSYS INC	6,252	418.01	2,613,398.52	
TWILIO INC - A	5,200	129.69	674,388.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,470	469.62	690,341.40	
VERISIGN INC	2,699	251.99	680,121.01	
WIX.COM LTD	1,800	95.71	172,278.00	
WORKDAY INC CLASS A	7,272	215.62	1,567,988.64	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	8,600	84.96	730,656.00	
ZSCALER INC	3,460	251.50	870,190.00	
AMPHENOL CORP-CL A	40,900	140.90	5,762,810.00	
APPLE INC	496,768	278.85	138,523,756.80	
ARISTA NETWORKS INC	35,800	130.68	4,678,344.00	
CDW CORP/DE	4,300	144.22	620,146.00	
CIENA CORP	4,800	204.21	980,208.00	
CISCO SYSTEMS	132,382	76.94	10,185,471.08	
CORNING	27,328	84.20	2,301,017.60	
DELL TECHNOLOGIES INC-C	10,877	133.35	1,450,447.95	
F5 INC	1,800	239.16	430,488.00	
FLEX LTD	12,600	59.11	744,786.00	
HEWLETT-PACKARD CO	30,303	24.42	739,999.26	
HP ENTERPRISE CO	44,476	21.87	972,690.12	
IONQ INC	10,000	49.30	493,000.00	
JABIL INC	3,600	210.71	758,556.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	5,600	197.95	1,108,520.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,613	369.68	2,075,013.84	
NETAPP INC	6,448	111.56	719,338.88	
PURE STORAGE INC - CLASS A	10,500	88.96	934,080.00	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	7,178	276.69	1,986,080.82	
SUPER MICRO COMPUTER INC	18,100	33.85	612,685.00	
TE CONNECTIVITY PLC	9,962	226.15	2,252,906.30	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,580	499.52	789,241.60	
TRIMBLE INC	8,043	81.42	654,861.06	
WESTERN DIGITAL CORP	11,692	163.33	1,909,654.36	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,600	252.75	404,400.00	
AT & T INC	239,583	26.02	6,233,949.66	
T MOBILE US INC	16,990	209.01	3,551,079.90	
VERIZON COMMUNICATIONS	141,284	41.11	5,808,185.24	

ALLIANT ENERGY CORP	8,690	69.47	603,694.30	
AMEREN CORPORATION	8,877	106.35	944,068.95	
AMERICAN ELECTRIC POWER	17,985	123.77	2,226,003.45	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	6,500	130.07	845,455.00	
ATMOS ENERGY CORP	5,458	176.37	962,627.46	
CENTERPOINT ENERGY INC	21,856	39.98	873,802.88	
CMS ENERGY CORP	9,700	75.44	731,768.00	
CONSOLIDATED EDISON	12,159	100.36	1,220,277.24	
CONSTELLATION ENERGY	10,486	364.36	3,820,678.96	
DOMINION ENERGY INC	28,660	62.77	1,798,988.20	
DTE ENERGY	6,966	137.03	954,550.98	
DUKE ENERGY CORP	26,065	123.94	3,230,496.10	
EDISON INTERNATIONAL	12,416	58.89	731,178.24	
ENTERGY CORP	15,040	97.52	1,466,700.80	
ESSENTIAL UTILITIES INC	8,800	39.59	348,392.00	
EVERGY INC	7,800	77.65	605,670.00	
EVERSOURCE ENERGY	12,571	67.18	844,519.78	
EXELON CORP	34,009	47.12	1,602,504.08	
FIRSTENERGY CORP	18,316	47.72	874,039.52	
NEXTERA ENERGY INC	69,060	86.29	5,959,187.40	
NISOURCE INC	15,900	44.13	701,667.00	
NRG ENERGY INC	6,500	169.49	1,101,685.00	
OKLO INC	3,800	91.38	347,244.00	
P G & E CORP	74,000	16.12	1,192,880.00	
PPL CORPORATION	24,766	36.90	913,865.40	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	16,802	83.52	1,403,303.04	
SEMPRA	21,882	94.72	2,072,663.04	
SOUTHERN CO	36,939	91.12	3,365,881.68	
VISTRA CORP	11,400	178.86	2,039,004.00	
WEC ENERGY GROUP INC	10,886	112.07	1,219,994.02	
XCEL ENERGY INC	19,844	82.11	1,629,390.84	
ADVANCED MICRO DEVICES	54,342	217.53	11,821,015.26	
ANALOG DEVICES	16,466	265.34	4,369,088.44	
APPLIED MATERIALS	26,741	252.25	6,745,417.25	
ASTERA LABS INC	4,500	157.57	709,065.00	
BROADCOM INC	150,190	402.96	60,520,562.40	
CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDI	5,300	177.60	941,280.00	
ENTEGRIS INC	4,700	77.14	362,558.00	
FIRST SOLAR INC	3,400	272.92	927,928.00	
INTEL CORP	151,528	40.56	6,145,975.68	
KLA CORPORATION	4,418	1,175.47	5,193,226.46	
LAM RESEARCH CORP	42,300	156.00	6,598,800.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	29,000	89.40	2,592,600.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	18,020	53.58	965,511.60	
MICRON TECHNOLOGY	37,630	236.48	8,898,742.40	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,620	928.17	1,503,635.40	
NVIDIA CORP	813,300	177.00	143,954,100.00	

	NXP SEMICONDUCTORS NV	8,491	194.94	1,655,235.54	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	13,500	50.24	678,240.00	
	QNTITY ELECTRONICS INC	6,734	81.09	546,060.06	
	QUALCOMM	36,018	168.09	6,054,265.62	
	TERADYNE INC	5,200	181.89	945,828.00	
	TEXAS INSTRUMENTS	30,486	168.27	5,129,879.22	
	CBRE GROUP INC-A	9,984	161.83	1,615,710.72	
	COSTAR GROUP	14,300	68.80	983,840.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	34,700	6.35	220,345.00	
	ZILLOW GROUP INC-C	5,200	74.38	386,776.00	
	アメリカ・ドル小計	12,230,457		1,964,921,523.78 (306,272,317,912)	
カナダ・ ドル	ARC RESOURCES LTD	19,000	25.01	475,190.00	
	CAMECO CORP	14,622	123.95	1,812,396.90	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	70,180	47.29	3,318,812.20	
	CENOVUS ENERGY INC	47,848	24.93	1,192,850.64	
	ENBRIDGE INC	73,171	67.93	4,970,506.03	
	IMPERIAL OIL LTD	5,785	139.70	808,164.50	
	KEYERA CORP	7,442	45.15	336,006.30	
	PEMBINA PIPELINE CORP	19,649	54.17	1,064,386.33	
	SUNCOR ENERGY INC	40,630	62.84	2,553,189.20	
	TC ENERGY CORP	34,928	75.50	2,637,064.00	
	TOURMALINE OIL CORP	12,500	64.32	804,000.00	
	WHITECAP RESOURCES INC	40,100	11.69	468,769.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	16,897	243.79	4,119,319.63	
	ALAMOS GOLD INC-CLASS A	13,600	52.76	717,536.00	
	BARRICK MINING CORP	57,180	58.43	3,341,027.40	
	CCL INDUSTRIES INC	4,800	85.45	410,160.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	24,128	31.84	768,235.52	
	FRANCO NEV CORP	6,462	292.15	1,887,873.30	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	24,300	14.62	355,266.00	
	KINROSS GOLD CORP	40,863	39.38	1,609,184.94	
	LUNDIN GOLD INC	3,400	117.77	400,418.00	
	LUNDIN MINING CORP	22,200	26.11	579,642.00	
	NUTRIEN LTD	16,353	81.30	1,329,498.90	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	13,700	63.34	867,758.00	
	TECK RESOURCES LTD	15,108	59.49	898,774.92	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	15,247	153.47	2,339,957.09	
	ATKINSREALIS GROUP INC	5,200	86.73	450,996.00	
	BOMBARDIER INC-B	3,000	232.09	696,270.00	
	CAE Inc.	9,550	38.23	365,096.50	
	STANTEC INC	3,600	134.39	483,804.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	2,800	163.41	457,548.00		
WSP GLOBAL INC	4,400	244.45	1,075,580.00		
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	12,600	37.23	469,098.00		
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	8,300	63.58	527,714.00		

RB GLOBAL INC	6,000	136.90	821,400.00	
THOMSON REUTERS CORP	5,279	189.55	1,000,634.45	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	17,725	133.83	2,372,136.75	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	23,865	101.23	2,415,853.95	
TFI INTERNATIONAL INC	2,400	121.87	292,488.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	9,138	68.39	624,947.82	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	5,915	80.19	474,323.85	
RESTAURANT BRANDS INTERN	10,533	101.54	1,069,520.82	
CANADIAN TIRE CORP.	1,531	170.02	260,300.62	
DOLLARAMA INC	9,285	199.95	1,856,535.75	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	25,200	76.33	1,923,516.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	4,266	51.45	219,485.70	
LOBLAW COMPANIES LTD	20,188	62.00	1,251,656.00	
METRO INC	6,718	100.26	673,546.68	
WESTON (GEORGE)	5,970	95.83	572,105.10	
SAPUTO INC	8,107	39.61	321,118.27	
BANK OF MONTREAL	23,994	176.91	4,244,778.54	
BANK OF NOVA SCOTIA	41,651	96.94	4,037,647.94	
CANADIAN IMPERIAL BANK	31,228	120.83	3,773,279.24	
NATIONAL BANK OF CANADA	13,146	168.95	2,221,016.70	
ROYAL BANK OF CANADA	47,042	216.14	10,167,657.88	
TRONTO-DOMINION BANK	57,062	117.65	6,713,344.30	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	13,836	73.59	1,018,191.24	
BROOKFIELD CORP	69,117	65.98	4,560,339.66	
IGM FINANCIAL INC	2,433	57.05	138,802.65	
TMX GROUP LTD	9,000	51.30	461,700.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	742	2,406.33	1,785,496.86	
GREAT-WEST LIFE CO INC	9,446	64.79	612,006.34	
IA FINANCIAL CORP INC	2,993	165.06	494,024.58	
INTACT FINANCIAL CORP	6,000	285.40	1,712,400.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	56,920	49.47	2,815,832.40	
POWER CORP OF CANADA	18,733	71.15	1,332,852.95	
SUN LIFE FINANCIAL INC	18,891	82.83	1,564,741.53	
CGI INC	6,484	124.47	807,063.48	
CONSTELLATION SOFTWARE	675	3,382.25	2,283,018.75	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,700	114.78	309,906.00	
OPEN TEXT CORP	8,084	47.05	380,352.20	
SHOPIFY INC - CLASS A	41,000	223.22	9,152,020.00	
CELESTICA INC	3,900	480.11	1,872,429.00	
BCE INC	2,115	32.92	69,625.80	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	12,432	54.63	679,160.16	
TELUS CORP	15,708	18.34	288,084.72	
ALTAGAS LTD	9,413	43.12	405,888.56	
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	4,550	58.08	264,264.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	4,400	42.23	185,812.00	
EMERA	9,700	67.82	657,854.00	
FORTIS INC	16,957	73.26	1,242,269.82	

	HYDRO ONE	11,200	54.74	613,088.00	
	FIRSTSERVICE CORP	1,300	219.74	285,662.00	
	カナダ・ドル小計	1,444,515		127,892,274.36 (14,265,104,281)	
オーストラリア・ドル	SANTOS	105,262	6.44	677,887.28	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	64,078	24.93	1,597,464.54	
	AMCOR PLC-CDI	21,750	13.09	284,707.50	
	BHP GROUP LIMITED	113,669	41.67	4,736,587.23	
	EVOLUTION MINING LTD	69,038	11.88	820,171.44	
	FORTESCUE LTD	57,260	21.41	1,225,936.60	
	LYNAS RARE EARTHS LTD	31,116	14.47	450,248.52	
	NEWMONT CORP-CDI	10,339	139.46	1,441,876.94	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	45,960	27.16	1,248,273.60	
	RIO TINTO LTD	12,515	132.28	1,655,484.20	
	SOUTH32 LTD	146,534	3.22	471,839.48	
	SGH LTD	6,659	47.29	314,904.11	
	BRAMBLES LTD	46,100	24.06	1,109,166.00	
	COMPUTERSHARE LIMITED	16,889	35.90	606,315.10	
	QANTAS AIRWAYS LTD	23,007	9.98	229,609.86	
	TRANSURBAN GROUP	105,014	14.93	1,567,859.02	
	ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	18,788	58.34	1,096,091.92	
	LOTTERY CORP LTD/THE	69,822	5.47	381,926.34	
	CAR GROUP LTD	13,024	34.77	452,844.48	
	REA GROUP LTD	1,663	195.91	325,798.33	
	WESFARMERS LIMITED	38,126	81.88	3,121,756.88	
	COLES GROUP LTD	45,441	22.32	1,014,243.12	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	41,303	29.32	1,211,003.96	
	COCHLEAR LIMITED	2,232	279.06	622,861.92	
	PRO MEDICUS LTD	1,970	266.54	525,083.80	
	SIGMA HEALTHCARE LTD	177,855	2.88	512,222.40	
	SONIC HEALTHCARE LIMITED	14,781	23.33	344,840.73	
	CSL LIMITED	16,302	186.30	3,037,062.60	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	96,054	34.64	3,327,310.56	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	56,086	152.51	8,553,675.86	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	102,805	40.10	4,122,480.50	
	WESTPAC BANKING	114,785	37.59	4,314,768.15	
	AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	6,343	58.20	369,162.60	
	BLOCK INC - CDI	2,469	100.96	249,270.24	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	12,179	197.04	2,399,750.16	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON	11,768	37.82	445,065.76	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	80,675	7.76	626,038.00		
MEDIBANK PRIVATE LTD.	94,599	4.75	449,345.25		
QBE INSURANCE GROUP	51,127	19.25	984,194.75		
SUNCORP GROUP LTD	35,084	17.56	616,075.04		
WISETECH GLOBAL LTD	6,934	73.02	506,320.68		
XERO LTD	5,328	122.25	651,348.00		
TELSTRA GROUP LTD	129,253	4.92	635,924.76		
APA GROUP	45,272	9.26	419,218.72		

	ORIGIN ENERGY LIMITED	55,839	11.68	652,199.52	
	オーストラリア・ドル小計	2,223,097		60,406,216.45 (6,158,413,766)	
イギリス・ポンド	BP PLC	527,837	4.54	2,397,435.65	
	SHELL PLC	194,071	27.83	5,401,966.28	
	ANGLO AMERICAN PLC	37,669	28.51	1,073,943.19	
	ANTOFAGASTA PLC	13,417	27.58	370,040.86	
	BHP GROUP LTD	56,604	20.66	1,169,438.64	
	CRH PLC	20,580	90.52	1,862,901.60	
	ENDEAVOUR MINING PLC	6,646	34.90	231,945.40	
	FRESNILLO PLC	7,026	26.34	185,064.84	
	GLENORE PLC	338,056	3.61	1,219,706.04	
	RIO TINTO PLC REG	37,887	54.22	2,054,233.14	
	SMURFIT WESTROCK PLC	7,863	27.11	213,165.93	
	ASHTAD GROUP PLC	14,234	48.28	687,217.52	
	BAE SYSTEMS PLC	100,892	16.51	1,665,222.46	
	BUNZL PLC	10,646	21.64	230,379.44	
	DCC (GB)	3,104	49.94	155,013.76	
	FERGUSON ENTERPRISES INC/DE	6,083	191.30	1,163,677.90	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	41,320	5.95	245,854.00	
	ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	282,227	10.68	3,014,184.36	
	SMITHS GROUP PLC	11,159	24.44	272,725.96	
	SPIRAX GROUP PLC	2,407	67.05	161,389.35	
	EXPERIAN PLC	30,885	33.23	1,026,308.55	
	INTERTEK GROUP PLC	5,001	46.26	231,346.26	
	RELX PLC	54,182	30.31	1,642,256.42	
	RENTOKIL INITIAL PLC	81,877	4.16	340,772.07	
	BARRATT REDROW PLC	44,673	3.94	176,190.31	
	COMPASS GROUP PLC	57,047	23.72	1,353,154.84	
	ENTAIN PLC	19,856	7.77	154,281.12	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5,304	157.45	835,114.80	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	4,752	100.15	475,912.80	
	PEARSON	18,004	9.98	179,607.90	
	WHITBREAD PLC	5,388	24.90	134,161.20	
	AUTO TRADER GROUP PLC	27,055	6.39	172,881.45	
	INFORMA PLC	42,246	9.60	405,477.10	
	JD SPORTS FASHION PLC	78,700	0.77	60,803.62	
KINGFISHER PLC	55,838	3.06	170,640.92		
NEXT PLC	3,935	141.20	555,622.00		
MARKS & SPENCER GROUP PLC	66,786	3.48	232,214.92		
SAINSBURY (J) PLC	55,267	3.22	178,070.27		
TESCO PLC	218,862	4.50	985,535.58		
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,197	21.36	217,807.92		
BRITISH AMERICAN TOBACCO	73,307	44.21	3,240,902.47		
COCA COLA HBC AG CDI	7,461	37.88	282,622.68		
DIAGEO	74,848	17.36	1,298,987.04		

IMPERIAL BRANDS PLC	25,793	32.08	827,439.44		
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	22,695	58.52	1,328,111.40		
UNILEVER PLC	49,353	45.44	2,242,600.32		
SMITH&NEOHEW PLC	26,957	12.54	338,175.56		
ASTRAZENECA PLC	51,943	139.74	7,258,514.82		
GSK PLC	136,365	17.91	2,442,297.15		
HALEON PLC	299,661	3.71	1,111,442.64		
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,103	15.54	79,300.62		
BARCLAYS PLC	468,767	4.30	2,016,870.01		
HSBC HOLDINGS PLC	576,708	10.70	6,171,929.01		
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,987,938	0.96	1,911,203.59		
NATWEST GROUP PLC	269,916	6.32	1,706,408.95		
STANDARD CHARTERED PLC	65,503	16.73	1,096,192.70		
3I GROUP PLC	33,422	31.58	1,055,466.76		
LONDON STOCK EXCAHNGE GROUP	15,705	89.08	1,399,001.40		
M&G PLC	71,969	2.72	196,043.55		
SCHRODERS PLC	22,611	3.88	87,821.12		
WISE PLC - A	21,694	8.83	191,558.02		
ADMIRAL GROUP PLC	8,450	31.72	268,034.00		
AVIVA PLC	103,216	6.52	672,761.88		
LEGAL & GENERAL GROUP	193,141	2.47	476,865.12		
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	22,489	6.96	156,523.44		
PRUDENTIAL PLC	86,315	10.93	943,854.52		
THE SAGE GROUP PLC	32,780	10.75	352,221.10		
HALMA PLC	12,879	35.60	458,492.40		
BT GROUP PLC	203,415	1.81	368,079.44		
VODAFONE GROUP PLC	629,120	0.94	591,498.62		
CENTRICA PLC	154,834	1.72	265,540.31		
NATIONAL GRID PLC	166,548	11.47	1,909,472.82		
SEVERN TRENT PLC	8,803	28.18	248,068.54		
SSE PLC	40,618	21.98	892,783.64		
UNITED UTILITIES GROUP PLC	23,311	12.37	288,357.07		
イギリス・ポンド小計	8,599,221		77,479,108.52 (15,993,237,581)		
スイス・フラン	AMRIZE LTD	16,474	41.40	682,023.60	
	EMS CHEMIE HOLDING AG RE	231	548.00	126,588.00	
	GIVAUDAN-REG	311	3,387.00	1,053,357.00	
	HOLCIM LTD	17,162	75.22	1,290,925.64	
	SIKA AG-BEARER	5,143	158.25	813,879.75	
	ABB LTD	52,569	57.72	3,034,282.68	
	BELIMO HOLDING AG-REG	309	785.50	242,719.50	
	GEBERIT AG-REG	1,145	625.60	716,312.00	
	SCHINDLER HLDG AG	739	272.50	201,377.50	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,319	287.00	378,553.00	
	VAT GROUP AG	876	353.40	309,578.40	
	SGS SA-REG	5,355	92.16	493,516.80	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,507	161.10	242,777.70	
	CIE FINANCIERE RICHEMON REG	18,030	170.30	3,070,509.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	948	162.15	153,718.20	

	AVOLTA AG (REGD)	2,750	44.12	121,330.00	
	BARRY CALLEBAUT AG REG	117	1,287.00	150,579.00	
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	32	11,820.00	378,240.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	4	119,600.00	478,400.00	
	NESTLE SA-REG	86,311	79.83	6,890,207.13	
	ALCON INC	16,825	63.86	1,074,444.50	
	SONOVA HOLDING AG-REG	1,643	200.10	328,764.30	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,622	91.60	331,775.20	
	GALDERMA GROUP AG	5,217	160.00	834,720.00	
	LOMZA AG-REG	2,362	550.00	1,299,100.00	
	NOVARTIS AG-REG SHS	63,690	104.48	6,654,331.20	
	ROCHE HOLDING AG GENUSS	23,534	307.40	7,234,351.60	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,090	319.40	348,146.00	
	SANDOZ GROUP AG	14,102	56.72	799,865.44	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS- REG	903	97.40	87,952.20	
	JULIUS BAER GROUP LTD	6,676	57.40	383,202.40	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	766	952.80	729,844.80	
	UBS GROUP AG	106,448	31.02	3,302,016.96	
	BALOISE HOLDING AG REG	1,306	210.20	274,521.20	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,167	208.40	243,202.80	
	SWISS LIFE HOLDING AG	962	880.80	847,329.60	
	SWISS RE LTD	10,042	141.55	1,421,445.10	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,909	577.20	2,833,474.80	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	5,179	90.30	467,663.70	
	SWISSCOM	877	576.50	505,590.50	
	BKW AG	695	167.60	116,482.00	
	SWISS PRIME SITE REG	2,605	118.50	308,692.50	
	スイス・フラン小計	485,952		51,255,791.70 (9,945,673,820)	
香港・ド ル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	90,623	54.95	4,979,733.85	
	SWIRE PACIFIC A	12,500	66.75	834,375.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	47,500	91.10	4,327,250.00	
	MTR CORP	54,246	30.88	1,675,116.48	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	44,000	26.74	1,176,560.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	68,000	40.24	2,736,320.00	
	SANDS CHINA LTD	79,744	21.20	1,690,572.80	
	WH GROUP LIMITED	286,000	8.14	2,328,040.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	125,489	37.46	4,700,817.94	
	HANG SENG BANK	24,400	152.20	3,713,680.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	40,441	411.00	16,621,251.00	
	AIA GROUP LTD	352,284	80.60	28,394,090.40	
	HKT TRUST AND HKT LTD	124,000	11.90	1,475,600.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	22,000	53.90	1,185,800.00	
	CLP HOLDINGS	53,317	68.00	3,625,556.00	

	HONGKONG CHINA GAS	383,197	7.24	2,774,346.28	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	47,500	52.05	2,472,375.00	
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	62,633	39.92	2,500,309.36	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	50,308	29.34	1,476,036.72	
	SINO LAND	116,997	10.44	1,221,448.68	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	49,108	98.60	4,842,048.80	
	WHARF HOLDINGS LTD	32,000	23.60	755,200.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	55,125	24.56	1,353,870.00	
	香港・ドル小計	2,221,412		96,860,398.31 (1,938,176,569)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	49,700	10.24	508,928.00	
	SINGAPORE TECH ENGR.	50,800	8.30	421,640.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	84,500	3.35	283,075.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	53,900	6.49	349,811.00	
	WILMAR INTERL LTD SGDO.5	61,200	3.24	198,288.00	
	DBS GROUP HOLDING	71,421	54.20	3,871,018.20	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	113,924	18.50	2,107,594.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	42,243	33.98	1,435,417.14	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	29,300	16.86	493,998.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	250,774	4.73	1,186,161.02	
	SEMBORP INDUSTRIES LTD	27,100	6.13	166,123.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	77,075	2.65	204,248.75	
	シンガポール・ドル小計	911,937		11,226,302.11 (1,350,187,355)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	55,062	8.00	440,496.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	20,020	37.30	746,746.00	
	INFRATIL LTD	29,415	11.67	343,273.05	
	CONTACT ENERGY LTD	26,673	9.63	256,860.99	
	MERIDIAN ENERGY LTD	46,460	5.63	261,569.80	
	ニュージーランド・ドル小計	177,630		2,048,945.84 (182,991,352)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	9,687	451.80	4,376,586.60	
	HOLMEN AB-B SHARES	2,240	345.60	774,144.00	
	SVENSKA CELLULOZA AB SCA-B	19,141	122.65	2,347,643.65	
	ADDTECH AB-B SHARES	8,472	324.40	2,748,316.80	
	ALFA LAVAL AB	9,377	445.70	4,179,328.90	
	ASSA ABLOY AB-B	33,756	358.60	12,104,901.60	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	90,378	160.20	14,478,555.60	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	52,771	144.30	7,614,855.30	
	BEIJER REF AB	12,610	150.35	1,895,913.50	
	EPIROC AB-A	21,351	202.60	4,325,712.60	
	EPIROC AB-B	12,312	181.90	2,239,552.80	
	INDUTRADE AB	8,634	234.20	2,022,082.80	
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4,596	225.70	1,037,317.20		

	LIFCO AB-B SHS	7,340	347.20	2,548,448.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	49,693	34.90	1,734,285.70	
	SAAB AB-B	10,860	475.60	5,165,016.00	
	SANDVIK AB	35,945	285.10	10,247,919.50	
	SKANSKA AB-B	10,662	242.20	2,582,336.40	
	SKF AB-B SHARES	10,741	247.00	2,653,027.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	6,435	396.80	2,553,408.00	
	VOLVO AB-B SHS	53,456	282.80	15,117,356.80	
	SECURITAS B	15,183	144.00	2,186,352.00	
	EVOLUTION AB	4,633	645.20	2,989,211.60	
	HENNES & MAURITZ B	18,333	171.30	3,140,442.90	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	19,499	261.20	5,093,138.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	6,171	338.80	2,090,734.80	
	NORDEA BANK ABP	94,926	167.05	15,857,388.30	
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	51,076	187.85	9,594,626.60	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	49,397	130.90	6,466,067.30	
	SWEDBANK AB	28,668	300.30	8,609,000.40	
	EQT AB	16,755	327.00	5,478,885.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3,703	396.40	1,467,869.20	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	4,874	396.70	1,933,515.80	
	INVESTOR AB-B SHS	61,212	321.40	19,673,536.80	
	LUNDBERGFÖRETAGEN B	2,513	502.00	1,261,526.00	
	"ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B"	94,463	91.08	8,603,690.04	
	HEXAGON AB-B SHS	70,150	110.40	7,744,560.00	
	TELE2 AB-B SHS	17,155	150.20	2,576,681.00	
	TELIA COMPANY AB	80,917	37.90	3,066,754.30	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	22,743	67.92	1,544,704.56	
	SAGAX AB-B	6,690	202.00	1,351,380.00	
	スウェーデン・クローナ小計	1,139,518		213,476,774.15 (3,520,232,006)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	10,306	246.30	2,538,367.80	
	EQUINOR ASA	25,989	233.10	6,058,035.90	
	NORSK HYDRO	45,058	72.38	3,261,298.04	
	YARA INTERNATIONAL ASA	5,752	369.50	2,125,364.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	14,260	239.70	3,418,122.00	
	MOWI ASA	15,126	229.60	3,472,929.60	
	ORKLA ASA	24,198	108.30	2,620,643.40	
	SALMAR ASA	2,402	591.00	1,419,582.00	
	DNB BANK ASA	29,967	270.50	8,106,073.50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	6,150	283.20	1,741,680.00	
	TELENOR ASA	20,012	146.10	2,923,753.20	
	ノルウェー・クローネ小計	199,220		37,685,849.44 (580,362,080)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	11,915	401.60	4,785,064.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,850	217.45	619,732.50	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	34,123	153.15	5,225,937.45	
	A P MOLLER MAERSK A/S	134	12,875.00	1,725,250.00	

	A. P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	102	12,900.00	1,315,800.00	
	DSV A/S	6,876	1,467.50	10,090,530.00	
	PANDORA A/S	2,503	769.20	1,925,307.60	
	CARLSBERG B	3,211	799.60	2,567,515.60	
	COLOPLAST B	4,095	580.80	2,378,376.00	
	DEMANT A/S	2,833	219.20	620,993.60	
	GENMAB A/S	1,997	2,039.00	4,071,883.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	107,952	317.00	34,220,784.00	
	DANSKE BANK A/S	22,529	296.00	6,668,584.00	
	TRYG A/S	11,562	159.50	1,844,139.00	
	ORSTED A/S	17,184	136.75	2,349,912.00	
	デンマーク・クローネ小計	229,866		80,409,808.75 (1,947,525,567)	
イスラエル・シエケル	ICL GROUP LIMITED	25,457	18.29	465,608.53	
	ELBIT SYSTEMS LTD	901	1,532.00	1,380,332.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	22,893	87.00	1,991,691.00	
	BANK HAPOALIM BM	42,218	71.00	2,997,478.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	50,204	68.99	3,463,573.96	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	41,666	34.72	1,446,643.52	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	5,070	228.70	1,159,509.00	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	7,838	131.60	1,031,480.80	
	NICE LTD	1,976	344.30	680,336.80	
	NOVA LTD	1,012	1,010.00	1,022,120.00	
	AZRIELI GROUP	1,492	329.80	492,061.60	
	イスラエル・シエケル小計	200,727		16,130,835.21 (771,378,153)	
ユーロ	ENI SPA	68,858	16.13	1,110,817.25	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	13,982	17.37	242,797.43	
	NESTE OYJ	13,786	16.64	229,399.04	
	OMV AG	5,065	47.68	241,499.20	
	REPSOL SA	37,418	15.98	597,939.64	
	TENARIS SA	12,212	17.38	212,244.56	
	TOTAL SE	66,585	56.80	3,782,028.00	
	AIR LIQUIDE	19,402	165.12	3,203,658.24	
	AKZO NOBEL	5,843	56.04	327,441.72	
	BASF SE	30,028	44.90	1,348,257.20	
	BUZZI SPA	2,709	53.10	143,847.90	
	COVESTRO AG-TEND	6,115	61.90	378,518.50	
	DSM-FIRMENICH AG	6,021	70.76	426,045.96	
	EVONIK INDUSTRIES AG	7,711	13.27	102,324.97	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4,510	221.30	998,063.00	
	NLG) ARCELORMITTAL	15,891	37.18	590,827.38	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	19,082	10.13	193,300.66	
	SYENSQO SA	2,386	70.26	167,640.36	
	SYMRISE AG	4,537	71.44	324,123.28	
	UPM-KYMMENE	17,949	23.51	421,980.99	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	5,807	79.65	462,527.55	
AIRBUS SE	19,920	204.45	4,072,644.00		

ALSTOM	10,910	22.54	245,911.40	
BOUYGUES SA	6,234	43.02	268,186.68	
BRENTAG SE	3,899	49.45	192,805.55	
CIE DE SAINT-GOBAIN	15,115	85.94	1,298,983.10	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	16,090	36.47	586,802.30	
DASSAULT AVIATION SA	679	270.60	183,737.40	
EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	2,222	119.00	264,418.00	
FERROVIAL SE	17,312	56.46	977,435.52	
GEA GROUP AG NPV	4,733	58.40	276,407.20	
HENSOLDT AG	2,011	68.35	137,451.85	
HOCHTIEF AG	543	304.80	165,506.40	
IMCD NV	1,780	77.28	137,558.40	
KINGSPAN GROUP PLC	5,244	73.85	387,269.40	
KNORR-BREMSE AG	2,371	91.40	216,709.40	
KONE OYJ	11,491	58.54	672,683.14	
LEGRAND PROMESSES EUR4	8,829	130.55	1,152,625.95	
LEONARDO SPA	13,675	46.91	641,494.25	
METSO CORPORATION	22,678	14.18	321,574.04	
MTU AERO ENGINES AG	1,820	352.30	641,186.00	
PRYSMIAN SPA EURO.10	9,504	86.30	820,195.20	
RATIONAL AG	151	644.00	97,244.00	
REXEL SA	7,320	32.79	240,022.80	
RHEINMETALL AG	1,543	1,480.50	2,284,411.50	
SAFRAN SA	12,074	290.30	3,505,082.20	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	18,379	231.00	4,245,549.00	
SIEMENS AG	25,467	228.30	5,814,116.10	
SIEMENS ENERGY AG	26,000	115.30	2,997,800.00	
THALES SA	3,129	225.40	705,276.60	
VINCI SA	16,754	122.25	2,048,176.50	
WARTSILA OYJ	17,089	27.91	476,953.99	
BUREAU VERITAS	11,059	27.58	305,007.22	
RANDSTAD NV	3,260	33.52	109,275.20	
RELX PLC	7,093	34.60	245,417.80	
WOLTERS KLUWER CVA	7,695	91.60	704,862.00	
ADP	1,059	126.30	133,751.70	
AENA SME SA	25,393	23.46	595,719.78	
DHL GROUP-REG	32,286	44.83	1,447,381.38	
GETLINK SE	9,927	15.58	154,662.66	
INPOST SA	7,995	10.10	80,749.50	
INTL CONSOLIDATED AIRLINE- DI	39,280	4.53	177,899.12	
LUFTHANSA	18,612	8.27	153,921.24	
RYANAIR HOLDINGS PLC	28,493	28.22	804,072.46	
BAYER MOTOREN WERKEUR1	9,468	88.04	833,562.72	
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	1,799	81.25	146,168.75	
CONTINENTAL	3,459	64.54	223,243.86	
DR ING HC F PORSCHE AG	3,738	44.64	166,864.32	

FERRARI NV	4,238	337.80	1,431,596.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	24,286	58.16	1,412,473.76	
MICHELIN (CGDE)	22,677	28.15	638,357.55	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	5,305	37.13	196,974.65	
RENAULT SA	6,003	34.47	206,923.41	
STELLANTIS NV	14,857	9.20	136,669.54	
STELLANTIS NV	53,407	9.19	490,970.55	
VOLKSWAGEN VORZUG	6,971	98.38	685,806.98	
ADIDAS AG	5,766	160.40	924,866.40	
HERMES INTERNATIONAL	1,063	2,100.00	2,232,300.00	
KERING	2,513	292.80	735,806.40	
LVMH	8,380	635.50	5,325,490.00	
MONCLER SPA	7,936	58.12	461,240.32	
ACCOR SA	6,705	46.62	312,587.10	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	15,183	63.34	961,691.22	
DELIVERY HERO SE	6,308	20.10	126,790.80	
FDJ UNITED	3,559	24.26	86,341.34	
SODEXO	2,903	45.54	132,202.62	
BOLLORE SE	21,754	4.78	103,984.12	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	2,045	84.35	172,495.75	
PUBLICIS GROUPE	7,738	83.98	649,837.24	
SCOUT24 SE	2,357	88.10	207,651.70	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	37,136	22.08	819,962.88	
D' IETEREN GROUP	633	150.00	94,950.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	36,649	48.25	1,768,314.25	
PROSUS NV	43,903	54.26	2,382,176.78	
ZALANDO SE	7,334	23.20	170,148.80	
CARREFOUR	18,535	13.26	245,866.77	
JERONIMO MARTINS	9,784	20.44	199,984.96	
KESKO OYJ-B SHS	8,375	18.35	153,681.25	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	30,204	35.65	1,076,772.60	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	33,207	53.02	1,760,635.14	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	4,300	78.90	339,270.00	
DANONE	21,750	77.00	1,674,750.00	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	18,702	5.87	109,705.93	
HEINEKEN HOLDING EUR1.6	4,220	61.55	259,741.00	
HEINEKEN NV	9,735	70.18	683,202.30	
JDE PEET'S BV	5,147	31.62	162,748.14	
KERRY GROUP A	5,304	79.95	424,054.80	
LOTUS BAKERIES	12	7,740.00	92,880.00	
PERNOD RICARD	6,838	77.58	530,492.04	
BEIERSDORF	3,321	92.66	307,723.86	
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	5,461	69.58	379,976.38	
HENKEL KGAA	3,274	64.70	211,827.80	
L' OREAL	8,058	375.60	3,026,584.80	

UNILEVER PLC	32,839	52.02	1,708,284.78	
BIOMERIEUX	1,361	107.90	146,851.90	
ESSILORLUXOTTICA	10,097	308.70	3,116,943.90	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	7,530	41.25	310,612.50	
FRESENIUS SE & CO KGaA	14,276	47.33	675,683.08	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	26,059	24.26	632,191.34	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	10,945	42.84	468,883.80	
ARGENX SE	2,069	782.40	1,618,785.60	
BAYER AG	33,120	30.49	1,009,663.20	
EUROFINS SCIENTIFIC	3,948	58.64	231,510.72	
FINANCIERE DE TUBIZE	703	210.00	147,630.00	
GRIFOLS SA	9,432	10.53	99,318.96	
IPSEN	1,163	124.30	144,560.90	
MERCK KGAA	4,181	116.00	484,996.00	
ORION OYJ	3,544	61.65	218,487.60	
QIAGEN N. V.	6,802	41.13	279,732.25	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3,976	50.90	202,378.40	
SANOFI	37,049	85.76	3,177,322.24	
SARTORIUS AG-VORZUG	857	251.20	215,278.40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	956	207.30	198,178.80	
UCB SA	4,260	240.50	1,024,530.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	18,863	29.15	549,856.45	
AIB GROUP PLC	72,319	8.85	640,023.15	
BANCA INTESA SPA	477,877	5.59	2,669,420.92	
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	63,914	8.15	521,090.84	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	193,265	18.56	3,587,964.72	
BANCO BPM SPA	36,778	12.42	456,598.87	
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	262,146	0.82	215,326.72	
BANCO DE SABADELL SA	162,445	3.14	509,752.41	
BANCO SANTANDER SA	498,947	9.24	4,611,767.12	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	31,191	15.96	497,808.36	
BANKINTER SA	23,061	13.56	312,707.16	
BNP PARIBAS	33,738	73.69	2,486,153.22	
BPER BANCA SPA	49,957	10.38	518,553.66	
CAIXABANK	131,157	9.62	1,261,205.71	
COMMERZBANK AG	24,852	33.88	841,985.76	
CREDIT AGRICOLE SA	36,126	16.52	596,801.52	
ERSTE GROUP BANK AG	10,379	94.15	977,182.85	
FINECOBANK SPA	19,825	21.15	419,298.75	
ING GROUP N. V.	101,435	22.35	2,267,072.25	
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	7,749	106.15	822,556.35	
NORDEA BANK ABP	9,466	15.24	144,261.84	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONALA	4,614	34.94	161,213.16	
SOCIETE GENERALE-A	23,767	59.94	1,424,593.98	
UNICREDIT SPA	47,025	64.09	3,013,832.25	
ADYEN NV	849	1,340.60	1,138,169.40	

AMUNDI SA	1,867	69.00	128,823.00	
BANCA MEDIOLANUM SPA	7,142	18.44	131,698.48	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	6,379	14.24	90,836.96	
DEUTSCHE BANK AG-REG	62,168	30.61	1,902,962.48	
DEUTSCHE BOERSE AG	6,333	230.50	1,459,756.50	
EDENRED	7,473	18.49	138,175.77	
EURONEXT NV	2,450	132.30	324,135.00	
EXOR NV	2,940	72.60	213,444.00	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	2,600	74.55	193,830.00	
NEXI SPA	15,458	4.02	62,125.70	
POSTE ITALIANE	14,846	20.61	305,976.06	
SOFINA	580	243.20	141,056.00	
AEGON LTD	42,968	6.95	298,799.47	
AGEAS	4,846	58.90	285,429.40	
ALLIANZ	12,943	372.30	4,818,678.90	
ASR NEDERLAND NV	5,364	58.16	311,970.24	
AXA SA	58,228	38.90	2,265,069.20	
GENERALI	28,728	34.18	981,923.04	
HANNOVER RUECK SE	1,950	259.40	505,830.00	
MAPFRE SA	32,564	3.99	129,865.23	
MUENCHENER RUECK AG-REG	4,385	544.00	2,385,440.00	
NN GROUP NV	9,112	62.48	569,317.76	
SAMPO OYJ-A SHS	81,699	10.13	828,019.36	
TALANX AG	2,031	112.00	227,472.00	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	11,841	19.75	233,918.95	
CAPGEMINI SA	5,259	134.80	708,913.20	
DASSAULT SYSTEMES SE	21,717	24.11	523,596.87	
NEMETSCHEK SE	1,819	96.25	175,078.75	
SAP SE	34,981	208.55	7,295,287.55	
NOKIA OYJ	178,446	5.24	935,413.93	
CELLNEX TELECOM SA	16,003	25.86	413,837.58	
DEUTSCHE TELEKOM	123,373	27.76	3,424,834.48	
ELISA CORP-A SHARES	4,463	37.72	168,344.36	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,879	7.88	77,895.91	
KPN (KON. PTT NEDERLAND	125,777	3.94	495,561.38	
ORANGE S. A.	62,789	14.19	890,975.91	
TELECOM ITALIA SPA	376,164	0.48	182,364.30	
TELEFONICA S. A.	119,182	3.74	445,144.77	
ACCIONA SA	730	172.90	126,217.00	
E. ON SE	75,567	15.35	1,159,953.45	
EDP RENOVAVEIS SA	10,379	11.47	119,047.13	
ELIA GROUP SA/NV	1,552	104.10	161,563.20	
ENDESA SA	10,835	31.26	338,702.10	
ENEL SPA	272,943	8.91	2,431,376.24	
ENGIE	61,428	21.90	1,345,273.20	
FORTUM OYJ	14,607	17.69	258,470.86	
IBERDROLA SA	212,799	18.18	3,869,749.81	
NATURGY ENERGY GROUP SA	6,731	26.52	178,506.12	

PTE) EDP SA	106,749	3.85	410,556.65	
REDEIA CORPORACION SA	13,233	15.38	203,523.54	
RWE AG	21,307	43.74	931,968.18	
SNAM SPA	68,639	5.73	393,576.02	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	47,811	9.09	434,506.36	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	21,330	29.29	624,755.70	
VERBUND AG	2,100	63.50	133,350.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,582	474.40	750,500.80	
ASML HOLDING NV	12,999	903.40	11,743,296.60	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,444	129.90	317,475.60	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	43,906	36.33	1,595,104.98	
STMICROELECTRONICS NV	22,097	19.78	436,990.27	
LEG IMMOBILIEN SE	2,475	64.80	160,380.00	
VONOVIA SE	25,579	26.12	668,123.48	
ユーロ小計	6,558,796		202,594,360.31 (36,643,241,948)	
合 計	36,622,348		399,568,842,390 (399,568,842,390)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	5,100.00	273,717.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	10,400.00	334,048.00	
		AMERICAN TOWER CORP	15,692.00	2,844,488.84	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	21,850.00	498,180.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,615.00	839,653.10	
		BXP INC	4,850.00	350,946.00	
		CROWN CASTLE INC	14,666.00	1,338,712.48	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	11,500.00	1,841,380.00	
		EQUINIX INC	3,267.00	2,461,063.77	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,700.00	358,359.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	12,143.00	749,830.25	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,157.00	568,628.34	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	7,200.00	958,824.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	9,600.00	417,888.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	22,500.00	410,850.00	
		INVITATION HOMES INC	19,500.00	549,900.00	
		IRON MOUNTAIN INC	9,857.00	851,151.95	
		KIMCO REALTY CORP	22,700.00	468,982.00	
		MID AMERICA APARTMENT COMM	3,937.00	534,998.93	
		PROLOGIS INC	31,128.00	4,000,881.84	
		PUBLIC STORAGE	5,330.00	1,463,298.20	
		REALTY INCOME CORP	30,738.00	1,770,816.18	
		REGENCY CENTERS CORP	5,800.00	412,728.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	3,500.00	679,945.00			
SIMON PPTY (SIMON DEBART	10,980.00	2,045,793.60			

		SUN COMMUNITIES INC	4,000.00	515,360.00	
		UDR INC	9,900.00	360,558.00	
		VENTAS INC COM	15,300.00	1,233,639.00	
		VICI PROPERTIES INC	35,900.00	1,034,638.00	
		WELLTOWER INC	22,391.00	4,662,254.02	
		WEYERHAEUSER CO	24,160.00	536,593.60	
		WP CAREY INC	7,100.00	478,327.00	
		アメリカ・ドル小計	413,461.00	35,846,434.10 (5,587,383,683)	
オーストラ リア・ドル		GOODMAN GROUP	68,842.00	2,043,230.56	
		SCENTRE GROUP	168,813.00	688,757.04	
		STOCKLAND	82,953.00	499,377.06	
		VINCINITY CENTERS	135,558.00	333,472.68	
		オーストラリア・ドル小計	456,166.00	3,564,837.34 (363,435,167)	
イギリス・ ポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	21,473.00	129,911.65	
		SEGRO PLC	43,856.00	313,394.97	
		イギリス・ポンド小計	65,329.00	443,306.62 (91,507,353)	
香港・ドル		LINK REIT	84,224.00	3,106,181.12	
		香港・ドル小計	84,224.00	3,106,181.12 (62,154,684)	
シンガポ ール・ドル		CAPITALAND ASCENDAS REIT	123,385.00	346,711.85	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	207,982.00	488,757.70	
		シンガポール・ドル小計	331,367.00	835,469.55 (100,481,923)	
ユーロ		COVIVIO	1,785.00	99,424.50	
		GECINA SA	1,365.00	109,063.50	
		KLEPIERRE	6,771.00	227,234.76	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,147.00	379,948.14	
		ユーロ小計	14,068.00	815,670.90 (147,530,396)	
投資証券合計				6,352,493,205 (6,352,493,205)	
合 計				6,352,493,205 (6,352,493,205)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 526銘柄	98.2%	—	76.7%
	投資証券 32銘柄	—	1.8%	
カナダ・ドル	株式 83銘柄	100.0%	—	3.5%
オーストラリア・ドル	株式 45銘柄	94.4%	—	1.6%
	投資証券 4銘柄	—	5.6%	
イギリス・ポンド	株式 75銘柄	99.4%	—	4.0%

	投資証券	2銘柄	—	0.6%	
スイス・フラン	株式	42銘柄	100.0%	—	2.5%
香港・ドル	株式	23銘柄	96.9%	—	0.5%
	投資証券	1銘柄	—	3.1%	
シンガポール・ドル	株式	12銘柄	93.1%	—	0.4%
	投資証券	2銘柄	—	6.9%	
ニュージーランド・ドル	株式	5銘柄	100.0%	—	0.0%
スウェーデン・クローナ	株式	41銘柄	100.0%	—	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	100.0%	—	0.1%
デンマーク・クローネ	株式	15銘柄	100.0%	—	0.5%
イスラエル・シェケル	株式	11銘柄	100.0%	—	0.2%
ユーロ	株式	221銘柄	99.6%	—	9.1%
	投資証券	4銘柄	—	0.4%	

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年12月30日現在)

I 資産総額	83,931,778円
II 負債総額	7,443円
III 純資産総額 (I - II)	83,924,335円
IV 発行済口数	53,663,666口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.5639円

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2025年12月30日現在)

I 資産総額	443,187,779,213円
II 負債総額	28,235,333円
III 純資産総額 (I - II)	443,159,543,880円
IV 発行済口数	48,233,750,272口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.1877円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計128本であり、その純資産総額は4,442,481百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第282条第1項及び第306条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表ならびに第29期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資産の部)		%		%	
流動資産					
預金	4,234,566		5,255,086		
前払金	102,444		192,385		
前払費用	41,233		41,160		
未収入金	1,032,848		651,420		
未収委託者報酬	749,873		828,796		
未収収益	27,066		1,301		
流動資産計	6,188,032	81.2	6,970,151	85.3	
固定資産					
有形固定資産	0		10,584		
建物附属設備	※1 0		-		
器具備品	※1 0		10,584		
無形固定資産	0		0		
ソフトウェア	0		0		
投資その他の資産	1,432,737		1,189,419		
投資有価証券	39,012		40,048		
長期差入保証金	48,833		43,216		
繰延税金資産	1,338,616		1,099,879		
その他投資	6,275		6,275		
固定資産計	1,432,737	18.8	1,200,003	14.7	
資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0	

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)			当事業年度 (2025年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		188,612			207,627	
未払金		339,082			404,642	
未払手数料	221,226			254,991		
その他未払金	117,856			149,650		
未払費用		13,751			15,158	
未払法人税等		45,960			193,713	
未払消費税等		59,410			55,908	
賞与引当金		125,008			103,473	
流動負債計		771,826	10.1		980,524	12.0
固定負債						
退職給付引当金		62,307			79,516	
固定負債計		62,307	0.8		79,516	1.0
負債合計		834,133	10.9		1,060,041	13.0
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,778,287	88.9		7,101,046	86.9
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,359,167			6,681,926		
評価・換算差額等		8,348	0.1		9,066	0.1
その他有価証券評価差額金	8,348			9,066		
純資産合計		6,786,636	89.1		7,110,113	87.0
負債・純資産合計		7,620,770	100.0		8,170,154	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	2,891,198		3,159,384	
投資顧問収入	2,862,987		2,869,671	
その他営業収益 ※1	102,972		74,525	
営業収益計	5,857,158	100.0	6,103,581	100.0
営業費用				
支払手数料	906,480		1,024,590	
広告宣伝費	21,264		84,625	
公告費	-		1,140	
調査費	720,300		723,759	
調査費	396,650		389,188	
委託調査費	323,202		334,212	
図書費	446		358	
委託計算費	207,395		232,269	
営業雑経費	55,720		50,286	
通信費	8,017		7,612	
印刷費	26,511		15,708	
協会費	15,992		21,171	
諸会費	83		1	
その他	5,114		5,792	
営業費用計	1,911,160	32.6	2,116,670	34.7
一般管理費				
給料	1,332,279		1,418,542	
役員報酬	154,418		130,477	
給料・手当	805,664		905,955	
賞与	289,236		298,672	
賞与引当金繰入額	82,960		83,436	
交際費	2,358		2,917	
旅費交通費	11,678		13,965	
租税公課	29,533		43,879	
不動産賃借料	72,193		69,771	
退職給付費用	61,309		96,268	
固定資産減価償却費	428		932	
福利厚生費	144,113		148,872	
諸経費	161,722		206,939	
一般管理費計	1,815,616	31.0	2,002,089	32.8
営業利益	2,130,381	36.4	1,984,820	32.5
営業外収益				
為替差益	1,186		-	
有価証券運用益	1,258		-	
有価証券分配金	-		40	
雑収入	61		115	
営業外収益計	2,505	0.0	155	0.0
営業外費用				

移転価格調整金	※1、※2	996,646		416,568	
為替差損		2,193		839	
雑損失		3,349		20	
営業外費用計		1,002,189	17.1	417,428	6.8
経常利益		1,130,697	19.3	1,567,547	25.7
特別損失					
事務処理損失		814		654	
特別損失計		814	0.0	654	0.0
税引前当期純利益		1,129,883	19.3	1,566,893	25.7
法人税、住民税及び事業税		189,140	3.2	260,714	4.3
法人税等調整額		195,041	3.3	238,420	3.9
当期純利益		745,701	12.7	1,067,758	17.5

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	-	7,203,586
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(1,171,000)	(1,171,000)	(1,171,000)	-	-	(1,171,000)
当期純利益	-	-	-	745,701	745,701	745,701	-	-	745,701
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	8,348	8,348	8,348
当期変動額合計	-	-	-	(425,298)	(425,298)	(425,298)	8,348	8,348	(416,950)
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	8,348	6,786,636

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	8,348	6,786,636
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(745,000)	(745,000)	(745,000)	-	-	(745,000)
当期純利益	-	-	-	1,067,758	1,067,758	1,067,758	-	-	1,067,758
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	718	718	718
当期変動額合計	-	-	-	322,758	322,758	322,758	718	718	323,477
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	9,066	7,110,113

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p>	<p>有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3～7年</p>
<p>3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
<p>5. 収益の計上方法</p>	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課

税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 29,386千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 28,435千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額102,739千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額996,646千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額74,278千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額416,568千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。
※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外費用 996,646千円	※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業費用および一般管理費 880,997千円 営業外費用 416,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	利益剰余金	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,067,000千円	利益剰余金	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	39,012	39,012	-
資産計	39,012	39,012	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	40,048	40,048	-
資産計	40,048	40,048	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,012	-	39,012
その他有価証券		39,012		39,012
資産計	-	39,012	-	39,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	40,048	-	40,048
その他有価証券		40,048		40,048
資産計	-	40,048	-	40,048

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

2024年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,012千円	26,980千円	12,032千円
小計	39,012千円	26,980千円	12,032千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	39,012千円	26,980千円	12,032千円

2025年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,113千円	25,980千円	13,133千円
小計	39,113千円	25,980千円	13,133千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	934千円	1,000千円	△65千円
小計	934千円	1,000千円	△65千円
合計	40,048千円	26,980千円	13,068千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。 なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
退職給付債務の期首残高	483,396
勤務費用	51,371
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	20,319
退職給付の支払額	<u>△66,566</u>
退職給付債務の期末残高	488,520

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
退職給付債務の期首残高	488,520
勤務費用	54,894
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	15,628
退職給付の支払額	<u>△62,700</u>
退職給付債務の期末残高	496,343

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度
	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
年金資産の期首残高	416,191
期待運用収益	3,083
数理計算上の差異の発生額	△3,224
事業主からの拠出額	53,186
退職給付の支払額	<u>△66,566</u>
年金資産の期末残高	402,670

(単位：千円)

	当事業年度
	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
年金資産の期首残高	402,670
期待運用収益	2,981
数理計算上の差異の発生額	5,196
事業主からの拠出額	58,246
退職給付の支払額	<u>△62,700</u>
年金資産の期末残高	406,394

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度
	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
積立型制度の退職給付債務	488,520
年金資産	<u>△402,670</u>
	85,850
非積立型制度の退職給付債務	<u>-</u>
未積立退職給付債務	85,850
未認識数理計算上の差異	<u>△23,543</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,307

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
積立型制度の退職給付債務 年金資産	496,343 <u>△ 406,394</u>
非積立型制度の退職給付債務	89,948 <u>-</u>
未積立退職給付債務	89,948
未認識数理計算上の差異	<u>△ 10,431</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,516

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	39,232
(1) 勤務費用	<u>51,371</u>
(2) 利息費用	-
(3) 期待運用収益	△3,083
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△9,055

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
確定給付制度に係る退職給付費用	75,456
(1) 勤務費用	<u>54,894</u>
(2) 利息費用	-
(3) 期待運用収益	△2,981
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	23,543

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2024年3月31日現在)
(1) 割引率	0.00%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 予想昇給率	5.80%
(4) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6) 数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
(1) 割引率	0.00%
(2) 長期期待運用収益率	0.75%
(3) 予想昇給率	5.80%
(4) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5) 過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6) 数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は22,077千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は20,811千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：千円)	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金繰入超過額 27,942	賞与引当金繰入超過額 24,152
退職給付引当金 20,778	退職給付引当金 26,815
(注)繰越欠損金 1,267,265	(注)税務上の繰越欠損金 1,039,855
その他 26,314	その他 46,429

繰延税金資産 合計	1,342,300	繰延税金資産 小計	1,137,251
繰延税金負債		税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,684	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△33,371
繰延税金資産の純額	1,338,616	評価性引当額 小計	△33,371
		繰延税金資産 合計	1,103,881
		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	△4,001
		繰延税金資産の純額	1,099,879

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度 (2024年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	137,227	157,331	—	366,561	606,144	1,267,265
繰延税金資産	—	137,227	157,331	—	366,561	606,144	(*2) 1,267,265

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,267,265千円 (法定実効税率を乗じた金額) について、繰延税金資産1,267,265千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度 (2025年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	—	43,867	—	372,027	287,713	336,248	1,039,855
繰延税金資産	—	43,867	—	372,027	287,713	336,248	(*2) 1,039,855

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,039,855千円 (法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは30.62%、1年を超えるものは31.52%) について、繰延税金資産1,039,855千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2024年3月31日現在）	当事業年度（2025年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率	
30.6%	
交際費等永久に損金に 算入されない項目	
2.8%	
その他	
0.6%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	
34.0%	
=====	

法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は19,219千円であります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務

の総額は、4,160千円増加しました。

(収益認識関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	2,891,198千円
投資顧問収入	2,862,987千円
その他営業収益	102,972千円
合計	5,857,158千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,159,384千円
投資顧問収入	2,869,671千円
その他営業収益	74,525千円
合計	6,103,581千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記

載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日											
種 類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有)割合	関連当事者との 関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
同一の 親会社 を持つ 会社	ステート・ストリート・バンク・オブ・ニューヨーク・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	349,158	前払金	3,388
								投資顧問料の支払	233,443		
							ソフトウェアの使用契約	人件費等の支払	112,526	未払金	33,312
							人件費等及び事務手数料の支払	事務手数料の受取	102,739		
								移転価格調整金の支払	996,646		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理のサービスの受入れ	投資信託計理業務委託	39,191	前払金	99,056
								人件費等の支払	45,719		

							兼職社員の 人件費 支払等				
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万 ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	23,532	-	-	
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万 シンガポ ールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	233 22,463	-	-	

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上の 関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・オブ・トラスト・カンパニー	米国 マサチューセッツ州ボストン市	29百万 米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	334,750	前払金	170,340
								投資顧問料の支払	230,948		
							ソフトウェアの使用契約	人件費等の支払	95,312		
						人件費等及び事務手数料の受取	事務手数料の受取	74,278	未払金	33,242	

							支払	移転価格調整金の支払	416,568		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託	人件費等の支払	39,783	前払金	22,044
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払		31,542	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払		247	-	-
									22,631		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産 1,094,618円75銭 1株当たり当期純利益 120,274円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,146,792円47銭 1株当たり当期純利益 172,219円14銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY 新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)		
	金 額		構成比
(資産の部)			%
流動資産			
預金		5,028,355	
前払金		106,761	
前払費用		37,329	
未収入金		718,540	
未収委託者報酬		869,678	
未収収益		299,582	
流動資産計		7,060,247	87.0
固定資産			
有形固定資産		9,699	
器具備品	※1	9,699	
無形固定資産		0	
ソフトウェア		0	
投資その他の資産		1,047,046	
投資有価証券		49,708	
長期差入保証金		43,265	
繰延税金資産		947,798	
その他投資		6,275	
固定資産計		1,056,746	13.0
資産合計		8,116,993	100
(負債の部)			%
流動負債			
預り金		39,426	
未払金		444,602	
未払手数料		271,551	
その他未払金		173,050	
未払費用		15,433	
未払法人税等		253,991	
未払消費税等	※2	80,002	
賞与引当金		336,954	
流動負債計		1,170,411	14.4
固定負債			
退職給付引当金		84,992	
固定負債計		84,992	1.0
負債合計		1,255,404	15.5
(純資産の部)			%
株主資本		6,848,596	84.4
資本金		310,000	
利益剰余金		6,538,596	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		6,429,476	
評価・換算差額等		12,993	0.2
その他有価証券評価差額金		12,993	
純資産合計		6,861,589	84.5
負債・純資産合計		8,116,993	100

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	第29期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日		
	金 額		構成比
営業収益			%
委託者報酬		1,653,634	
投資顧問収入		1,437,595	
その他営業収益 ※1		33,042	
営業収益計		3,124,271	100
営業費用・一般管理費			
営業費用		1,130,909	
支払手数料	561,962		
その他営業費用 ※1	568,946		
一般管理費 ※2		1,085,183	
営業費用・一般管理費計		2,216,092	70.9
営業利益		908,179	29.1
営業外収益 ※1		301,002	9.6
営業外費用		6,051	0.2
経常利益		1,203,130	38.5
特別損失		86	0.0
税引前中間純利益		1,203,043	38.5
法人税, 住民税及び事業税		238,146	7.6
法人税等調整額		150,347	4.8
中間純利益		814,549	26.1

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	9,066	7,110,113
当中間期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△1,067,000	△1,067,000	△1,067,000	-	-	△1,067,000
中間純利益	-	-	-	814,549	814,549	814,549	-	-	814,549
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	3,926	3,926	3,926
当中間期変動額合計	-	-	-	△252,450	△252,450	△252,450	3,926	3,926	△248,524
当中間期末残高	310,000	77,500	31,620	6,429,476	6,538,596	6,848,596	12,993	12,993	6,861,589

[重要な会計方針]

	第29期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 其他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に、計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	29,320千円
※2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	
※1. 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額32,921千円は中間損益計算書のその他営業収益、300,961千円は営業外収益にそれぞれ含まれております。また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額199,655千円は中間損益計算書のその他営業費用に含まれております。	
※2. 減価償却実施額	
有形固定資産	1,186千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)	
普通株式	6,200	—	—	6,200	
2. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたりの 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,067,000千円	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)			
1. 金融商品の時価等に関する事項			
	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	49,708	49,708	-
資産計	49,708	49,708	-
預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。			

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	49,708	-	49,708
その他有価証券	-	49,708	-	49,708
資産計	-	49,708	-	49,708

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)			
その他有価証券			
区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	48,791千円	29,980千円	18,811千円
投資信託			
小計	48,791千円	29,980千円	18,811千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	916千円	1,000千円	△83千円
投資信託			
小計	916千円	1,000千円	△83千円
合計	49,708千円	30,980千円	18,728千円

(資産除去債務関係)

第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
当社は建物所有者との間で建物賃貸借契約を締結しており、貸借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(デリバティブ取引関係)

第29期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第29期中間会計期末
(2025年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第29期中間会計期間
自 2025年4月 1日
至 2025年9月30日

(1) 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	1,653,634千円
投資顧問収入	1,437,595千円
その他営業収益	33,042千円
合計	3,124,271千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

委託者報酬および投資顧問収入は、重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。その他営業収益は重要性が乏しいため、省略いたします。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

第29期中間会計期間	
自 2025年4月 1日	
至 2025年9月30日	
1株当たり純資産額	1,106,707円99銭
1株当たり中間純利益	131,378円95銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第29期中間会計期間	
自 2025年4月 1日	
至 2025年9月30日	
中間純利益 (千円)	814,549
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益 (千円)	814,549
期中平均株式数 (株)	6,200

(重要な後発事象)

第29期中間会計期間	
自 2025年4月 1日	
至 2025年9月30日	
該当事項はありません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

SSGAインデックス・シリーズ・ライト

ステート・ストリート・グローバル株式
インデックス・オープン

約

款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、外国株式インデックス・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）に投資を行い、中長期的に、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行う事を基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引を行うことができます。
- ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑥資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等、やむを得ない事情が発生した場合は、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤有価証券先物取引等は、約款第20条、第22条の範囲で行います。
- ⑥スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。

- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ①分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第16条および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益

権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第4項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める申込単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第42条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をも

って取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの証券取引所、あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合は、原則として受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」という場合があります。また、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、以下同じ。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益

証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第22条、第23条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に

反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第22条、第23条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する

ため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第22条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託

財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、第2項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに

する方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2024年12月2日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終

了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用等)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産にかかる監査費用等および当該監査費用にかかる消費税等（以下「監査費用等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査費用等に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査費用等および諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において第2項に定める監査費用等および第3項に定める諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる監査費用等および諸費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる監査費用等および諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑦ 第1項に定める諸経費および第3項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信

託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の6.8の率を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されま

す。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第45条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、大口の解約請求には、制限を設けることがあります。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 前各項の規定にかかわらず、一部解約請求日がニューヨークまたはロンドンの証券取引所、あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとし、

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回る事となった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第52条 この信託は、受益者が第45条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ssga.com/jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用状況に係る情報の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

令和6年1月11日

令和7年4月1日変更

委託者 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表取締役 新原 謙介

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
取締役社長 大山 一也

(付則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利

率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン
・マザーファンド
約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

<親投資信託 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ②株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有

した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

運 用 制 限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (5) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- (7) 金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハマまでに掲げる有価証券に限り、）をもって投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第7条第3項第1号に従って取得させることができます。
- ④ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項及び第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、第2条第2項及び第2条

第3項に定める追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（受入担保金代用有価証券および第22条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第24条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権

- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第 15 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第 19 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に

相当する売り付けの一部を決済するための指図をするもの とします。

【公社債の借入れ】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうもの とします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするもの とします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないもの とします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするもの とします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 1 月 11 日から平成 14 年 11 月 30 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第 36 条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

【信託報酬等の額】

第 37 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

【利益の留保】

第 38 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第 39 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【一部解約】

第 40 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第 41 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であ

ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金に関する支払時期】

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、第48条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取り請求】

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を

請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません

【運用状況に係る情報】

第 51 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 11 日

平成 14 年 3 月 25 日 変更

平成 15 年 9 月 19 日 変更

平成 18 年 5 月 1 日 変更

平成 19 年 9 月 30 日 変更

平成 19 年 10 月 1 日 変更

平成 19 年 11 月 30 日 変更

平成 20 年 5 月 16 日 変更

平成 20 年 7 月 1 日 変更

平成 21 年 6 月 30 日 変更

平成 24 年 4 月 1 日 変更

平成 25 年 1 月 4 日 変更

平成 26 年 12 月 1 日 変更

平成 28 年 4 月 28 日 変更

平成 28 年 5 月 31 日 変更

平成 29 年 8 月 22 日 変更

平成 30 年 3 月 1 日 変更

令和 5 年 2 月 28 日 変更

令和 5 年 12 月 6 日 変更

令和 7 年 4 月 1 日 変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。